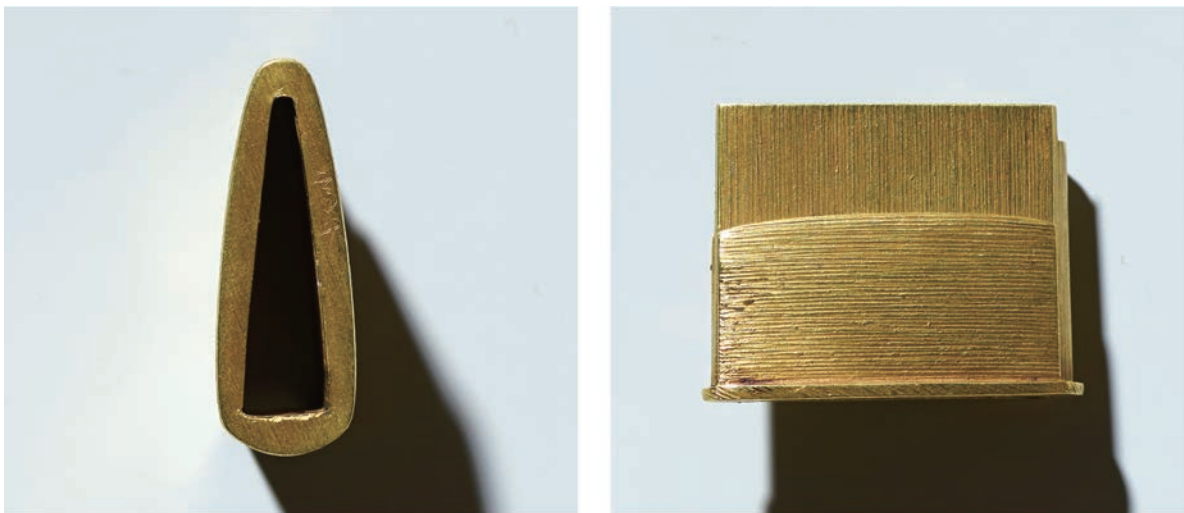


部  
分



全  
図

口絵1-1 短刀 無銘（名物 伏見貞宗）長30.2cm 鎌倉～南北朝時代 黒川古文化研究所



口絵1-2 同 鍔 銘 寿斎



全  
図

口絵2 刀 無銘（当麻） 長69.4cm 鎌倉～南北朝時代 黒川古文化研究所



部  
分



全  
図

口絵3 脇指 無銘（名物 籠手切郷） 長47.6cm 鎌倉～南北朝時代 黒川古文化研究所

部  
分



全  
図



口絵4 刀 銘「一ツ葉葵紋」薩州住主水正藤原正清 享保十四年十一月 長79.1cm 江戸時代（1729年）  
黒川古文化研究所



## 「享保名物帳」の意義と八代将軍徳川吉宗による刀剣調査

川見典久

### はじめに

八代将軍・徳川吉宗（一六八四～一七五二）の命により編纂されたといわれる「享保名物帳」（以下「名物帳」）は約二五〇口の由緒ある刀剣を収録したもので、現在、「名物刀剣」といえば、狭義には本資料に掲載のものを意味している。刀剣の来歴を知る上で重要な資料であるとともに、ここに見える多くの「名物」は国宝や重要文化財に指定されており、その資料的重要性を量る抛り所のひとつともなっている。平成二十三年から二十四年にかけては、「名物刀剣」と題した展覧会が佐野美術館や徳川美術館、富山県水墨美術館、根津美術館においておこなわれ、現存する多くの名物刀剣や関連資料が一同のものに会した<sup>①</sup>。また、東京国立博物館、京都国立博物館において収蔵される刀剣が、それぞれ「岡山藤四郎」、「島津正宗」という行方のわからなくなっていた名物刀剣であることが相次いで判明するなど、近年にも注目が集まっている<sup>②</sup>。

一方、本誌第十三号では杉本研究員が江戸時代における中国絵画の受容を追求するなかで、吉宗が中国の画史画論の詮索や伝存中国絵画作品の調査をおこない、のちの文人画興隆に大きな役割を果たしたこ

とを明らかにした<sup>③</sup>。筆者はそれまで日本美術史の流れのなかで吉宗を意識してこなかったものの、政治や経済に止まらず、文化面においても画期的な役割を果たしたことを認識するようになった。また、別の目的で手にした中村士氏の『東洋天文学史』（丸善出版、二〇一四年）を読んだところ、吉宗は天文暦学にも強い関心を示し、洪川春海（一六三九～一七一五）が作った貞享暦を西洋天文学に基づいて改定することに意欲を見せたと知った<sup>④</sup>。関孝和の高弟で測量術にもすぐれる建部賢弘（一六六四～一七三九）や京都の銀座役人で暦学に詳しい中根元圭（一六六二～一七三三）を重用し、また、渾天儀や天体望遠鏡を作らせて江戸城内の吹上御園に設けた天文台において観測を重ねるなど、書物の知識に止まらず、実際の科学的な測定に基づいた改暦を意図していたようである。元圭、賢弘の相次ぐ死去もあり吉宗のもとでの改暦は実現しなかったものの、のちに老中松平定信が寛政暦を完成させた。洪川景佑により弘化元年（一八四四）に出版された『寛政暦書』の序文には「有徳大君遺志之萬一因叙其本末云爾」とあり、この改暦は定信が祖父にあたる有徳院吉宗の企図を汲んだものであると考えられていたのである。このように、江戸時代における文化や美術の展開を考えるうえで、吉宗の果たした役割が相当大きかったこと

がみえてきた。吉宗の意図のなかに「名物帳」がどのように位置づけられるのか、より広い視点から迫る必要性を感じた。

ところが、いざ「名物帳」について調べてみると、これが吉宗の命によって編纂され献上されたという確かな史料が見当たらないことに不審を覚えた。先学の研究に当たったところ、辻田吉堯氏が数ある「名物帳」の写本に検討を加えたうえ、幕命によってこれがまとめられ献上されたこと自体に疑義を唱えられていることを知った<sup>5)</sup>。しかしその後、正面からこの疑問に答えることなく吉宗の命令によって編纂されたものと扱われており、辻田氏の論点は等閑視されたままである。

そこで本稿では、「名物帳」の成立や意義について刀剣分野からのみではなく、江戸中期、特に八代將軍徳川吉宗の治政下における武芸や文化の展開からその位置づけを考える。まず第一章において「名物帳」の記載内容や写本の系統について整理し、これを編纂した本阿弥家の活動とどのようにかわるのかを検討する。さらに第二章において、吉宗による武芸奨励や古物に関する情報収集について概観したうえで、吉宗が刀剣に対してどのような意識を持っていたのかを明らかにし、そのなかにおいて「名物帳」がどのように位置づけられるのかを考察する。

## 一 「享保名物帳」の概要

### (1) 二系統の「名物帳」

「享保名物帳」は享保四年（一七一九）十一月に本阿弥家十三代当主・光忠（？）一七二五）が幕府へ提出したとされる。原本は発見されていないが複数の写本が伝わっており、これまでの研究により二系

統に分類されている<sup>6)</sup>。ひとつは冒頭が名物「厚藤四郎」ではじまる第Ⅰ類であり、いまひとつは「平野藤四郎」ではじまる第Ⅱ類である。「享保名物帳」の名称は近代以降に付けられたものであり、写本はそれぞれ異なる題が付けられている。まずはどのような写本があり、それぞれにどのような違いがあるのかをみておきたい。

### 【第Ⅰ類】

第Ⅰ類に分類される写本のひとつ、国立国会図書館に所蔵される『古刀名物帳 完』の冒頭には、これを筆写した源長俊の序文がある。彼は儒者で有職家でもある榊原香山（一七三四～九八）で、名を長俊、字を子章、通称を一学といい、五陵香山、忘筌齋と号した。伊勢貞丈（二七一八～八四）に学び、『本邦刀剣考』（安永八年（一七七九）自序）、『中古甲冑製作辨』（寛政十三年（一八〇一）刊）などの著作が知られる人物である。

此名物帳の書は本阿弥の家に有書也。享保の頃、台命によりて本阿弥市郎兵衛自毫に書記して、公に捧る書也。物の卷マヤに初之せるしハ、今世に散在する古への名物の太刀刀の異名寸尺伝記持来を述也。公にあるは御物としるし、外ハ今時持りし名を記す。後の卷ハ古より唱へし名物の劍の兵火又ハ水火の災にかゝりて今ハ失たる由来を書集し書也。高田英通故有て伝秘し置し書を求書し、解しかたく疑しきと思識もあらためず、本のまゝ、写しとめぬ。

安永八己亥年八月 源長俊

安永八年（一七七九）八月に記されたこの序文によると、彼が写し

此名物帳 書と本阿弥の家小有書也  
 享得 古本阿弥の書と本阿弥の家小有書也  
 書記 古本阿弥の書と本阿弥の家小有書也  
 公小持もの書也物の老小老教やハ今  
 世小教をよる古(の名物の太刀刀の老名  
 才久傳記持ある也  
 公小持もの書と本阿弥の家小有書也

名を記し後の老に言ひ下り名物の  
 叔の老火又ハ水火の老小の老に今に失る  
 由年録書什集 書之高田英通取  
 傳秘 至 書取取 解 如 疑  
 一 老 老 老 老 老 老 老 老 老 老  
 安永八己亥年八月 源長俊  
 吉光三宗義弘ヨ 三作去日本古今也  
 名物帳 銘數百五拾  
 一 原藤四郎 銘者 長七寸二分重四分  
 代金五百枚  
 享得 享得 享得 享得 享得 享得 享得 享得 享得 享得  
 抄泉ノサカイナリニ後墨田如水所持  
 秀次公エ上ル秀吉公エ上リ毛利甲斐守  
 大江秀元 湯原 菅甲斐守  
 家細公エ上ル金千枚持相

図1 『古刀名物帳 完』(国立国会図書館)

た原本はもと本阿弥家にあり、わけあって高田英通という人物が秘蔵していた書で、享保年間に本阿弥市郎兵衛が記して將軍に献上したものであるという。市郎兵衛は本家十代光室の次男・光的の系統に引き継がれた名と思われ、年代からすると光是（生没年未詳）をさすことになる（本阿弥家の系統については次節を参照）。書体などからみてこの写本は香山が写し取ったそのものではなく、さらに転写されたものとみられる。

内容をみると、冒頭の「**厚藤四郎**」は次のような記載になっている（**図1**）。

#### 御物

一 厚藤四郎 銘有 長七寸二分 重四分 代金五百枚

京都將軍家ノ御重代其後テンノシテ撰泉ノサカイニアリ。其後黒田如水所持、秀次公エ上ル。秀吉公エ上リ、毛利甲斐守大江秀元拝領、当甲斐ヨリ家綱公エ上ル。金千枚拝領。

名物の名称、銘の有無、長さや重さ、代付（刀剣の価値を金銀で表したものの）、由緒・来歴を記す。右肩の「御物」は將軍家の所蔵であることを示し、諸家所有の場合は代付の下に記される。掲載順をみると、まず刀工ごとに栗田口吉光（藤四郎）の一六口、正宗三九口、郷（江）義弘二一口、貞宗一八口を挙げる。それぞれは將軍家の名物からはじめたものの、必ずしも所有者ごとにまとまっているわけでもない。以下、おおむね五畿七道の順に並べ、内訳は山城国一五口（宗近二、来一〇、長谷部国重一、了戒一、国永二）、大和国八口（当麻五、

手搔包永二、保昌一）、**鬼丸国綱**（山城）、**童子切安綱**（伯耆）、備前二〇、備中五、備後一、筑前一、新藤五国光（相模）一、筑後一、行光（相模）三、美濃六、高木貞宗（近江）一となっており、ここまでの合計は一五八口である。さらに続いて「焼失名物帳 銘数七拾八」として、失われた名刀七八口を挙げており、総計は二三六口となっている。

なお、筆写した香山の序文には疑問に思った部分も含めて原本をそのまま転写したとあるものの、「**籠手切正宗**」の項には次のような香山による追記がみられる。

宝曆十辰年本阿弥次郎太郎宅ニテ加州ノ籠手切ノ太刀ヲ見タリ。

刃の長サ此書ニ異ナルコトナシ。切先余程ノヒタリ中心ノ銘少異アリ。故ニ爰ニ記。

朝倉義景籠手切太刀也。脇天正三年十二月。裏ニ右幕下御摺上大津伝十郎ト有リ。郎ノ字半分キレタリ。此書ニ拝領トアレト予カ見タル所郎ノ字半分切レ有。愚按ハ右幕下御摺上ヨリ前ニ大津ノ銘アリシト見エタリ。

宝曆十年（一七六〇）に本阿弥次郎太郎宅において当時加賀前田家が所蔵していた「**籠手切正宗**」(**図2**)を實現したとの記述であり、おそらく当時手入れなどのため本阿弥家に預けられていたものである。香山と本阿弥家に交流があったことが窺え、興味深い追記となっている。

おなじく第I類に分類される『刀剣名物略記 全』（東京都立中央図書館）も名物一五八口<sup>⑧</sup>、焼失名物七八口を掲載しており、掲載順や表



記のわずかな違いはあるものの同系統の写本である。奥書より嘉永二年（一八四九）の初夏に安達成直という人物が写したものとわかる。成直は通称を定十郎といい、刀工大慶直胤（一八〇五〜五八）が伊勢神宮に奉納した刀に「安達成直磨之」の銘を入れるなど幕末に活動した研師で、光意家の本阿弥成応門弟といわれる。彼が写した「名物帳」には「右雖為秘書、懇望：「于時寛政五癸丑七月中旬：」との奥書を有しており、寛政五年（一七九三）に「秘書」を写し取ったものであることがわかるが、「此処破損也、文字不知」とあって成直が写した時点ですでに破損により筆写した人物などを知ることができなかつたようである<sup>11)</sup>。

また『刀剣雑記 全』（東京都立中央図書館）所収「天下雄剣録」は、銘の有無（銘有、無銘、象眼銘、スリ上）、名物の名称、寸尺と

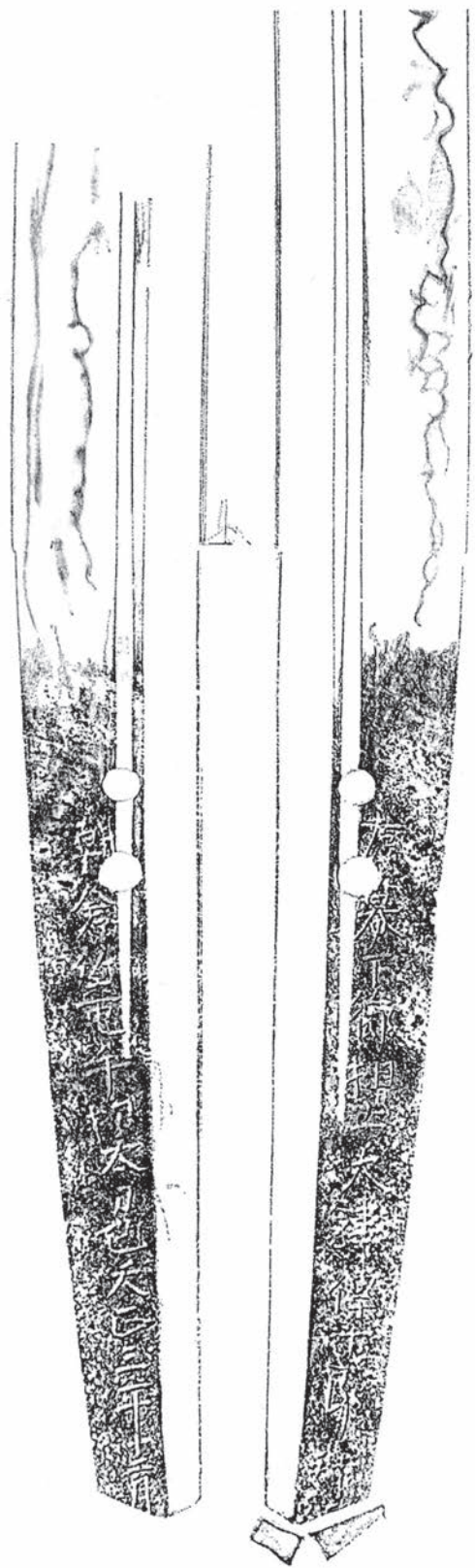


図2 刀（名物 籠手切正宗）拓本  
（原品：東京国立博物館）

代付、所蔵者のみを書き上げ、由緒などはまったく記さない名物目録である。右の二書には掲載されていた「愛染国俊」、「ヘシ切長谷部」、「秋田了戒」、「鶴丸国永」、「上部当麻」、「村雲当麻」、「鈍切当麻」、「大坂当麻」、「兎手柏包永」の十口が見えないものの、その他の掲載名物や順序はほとんど同じであることから、同系統の写本から由緒以外の情報を抜き書きしたもので、転写のある段階で破損またはミスにより一枚分が消失したと考えられる。しかも末尾には「一百四十八」と明記しており、一五八口を掲載した写本からではなく、すでに一〇口少ないものからの転写であったことが想像される。奥書には次のようにあり、源長俊本よりも転写が古い宝暦七年（一七五七）であることが注目される。

右之外假令正銘雖有之後來不極申本阿弥家職法也。

宝曆七年丁丑春三月 江戸麹町研屋半治伝

右今泉氏藏本ヲ以テ写

「今泉氏」の所藏本をもとに麹町（東京都千代田区）の研屋半治が転写したものである。

このほか、国立国会図書館には『名物帳 全』と題する天保の写本があり、奥書によると土屋帯刀、柳沢予成、深沢敬明と転写されていたことがわかる。

右壹卷土屋帯刀子より受藏而写置者也。

天保二辛卯歳八月 柳澤善之助豫成

但右者享保度ニ被改処也。此外名物ト可称者数多可有之。

現在之内一條焼失之内二條目錄ヨリ不足也。

于時天保十四卯歳如月十又四日依

君命以腐稿写之 深澤敬明写

「土屋帯刀」とある人物は旗本土屋紀伊守廉直の長子・温直（二七八二〜一八五二）であろう。西丸御徒頭や御先手鉄砲頭として幕府に仕える一方、荒木一滴斎甫秀に学んだ刀剣の研究者として知られ、その成果は『土屋押形』として現在まで伝えられている<sup>12)</sup>。

さらに、明治になってからの写本であるが、徳川美術館の所蔵する『名物鑑 全』の奥書には、本阿弥百次郎（光室四男光龍の系統、桑島光品）の「秘書」と尾張徳川家お抱えの研師・竹屋九右衛門の蔵書を校合したとある<sup>13)</sup>。

右

明治三年（一八七〇）夏、於西京本阿弥百次郎以秘書、竹屋九右衛門校合追加写之、則以藏書本増補之、

同季秋葉月

以上より、少なくとも宝曆七年には第Ⅰ類の名物帳の存在が推定でき、本阿弥家や筆写した者は「秘書」と認識していたものの、十八世紀後半にはすでに有職故実家や鑑刀家、研師らによっていくつかの写本が作られていたことがわかる。

#### 【第Ⅱ類】

次に冒頭が「平野藤四郎」ではじまる第Ⅱ類をみてみよう。この系統には次の三つの写本が伝わっている。

(a) 『刀剣名物帳 全』（国立国会図書館、図3）

外題に「芍薬亭長根叟」と書き込まれ、表紙裏には書状の一部とみられる左記の紙片を貼り付けたうえ、その前後に「芍薬亭書」、「本書者名物帳中之原本也」と別筆により記されていることから、「芍薬亭本」と通称されている。この紙片には次のように記されている。

名物帳三冊上申候。御写相済候ハバ御下、右者子共ニ為写置申候。其後校合も不仕候付、誤謬多、いかがか、奉存候、宜御勘考奉仰候。御不審所追て申上候。伝来、文明など不宜候。追て直申候。以上。

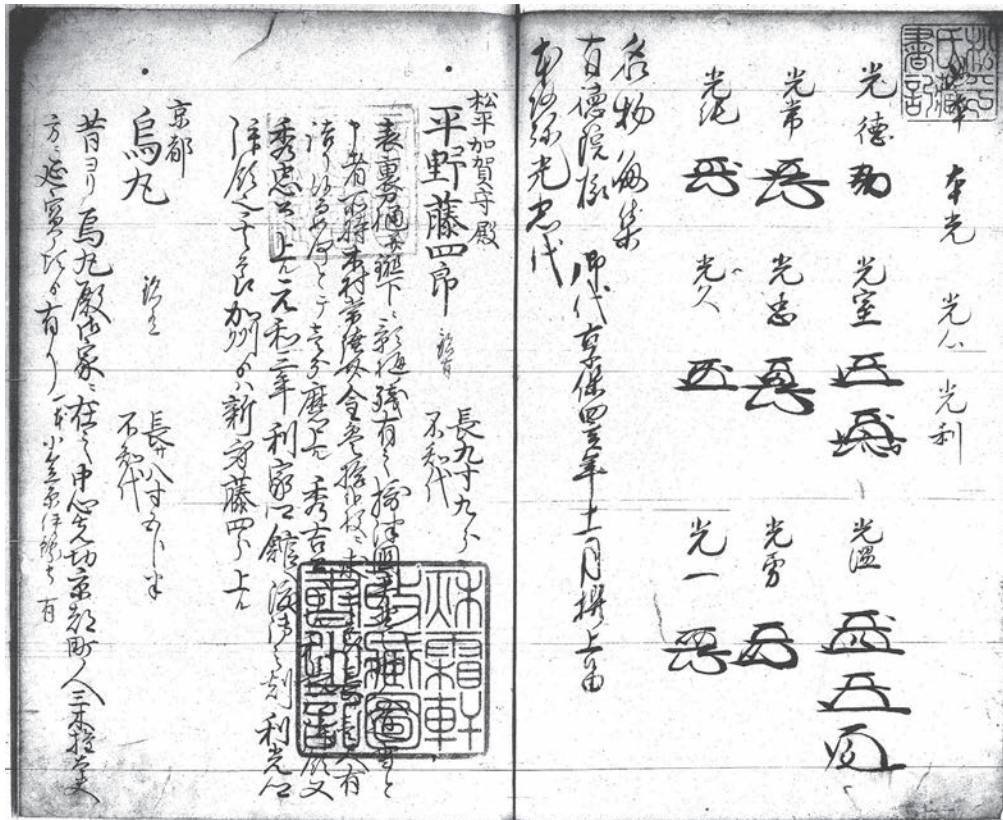


図3 『刀剣名物帳 全』(国立国会図書館)

芍葉亭は本阿弥光山家の四代光恕(長根、一七六七〜一八四五)の号であるものの、別筆による記入のほかはこの写本が光恕によるもの、あるいはその写しであるとする痕跡はみられない。さらにその次頁には「妙本、本光、光心、光利」の名と九代光徳から十七代光一までの本家各当主の名前と花押を並べ、さらに

名物劍集

有徳院様 御代享保四亥年十一月撰上候由

本阿弥光忠代

と書される。右上隅には「松平氏蔵書記」、左頁には「秋霜軒収蔵圖書之記」の所蔵印があることから、明治の鑑刀家として知られる子爵・松平頼平(一八五八〜一九二九)の旧蔵書とわかる。

上、中、下の三巻構成であり、内容は次のようになってい

上巻 吉光一六口、正宗四一口、義弘一一口、計六八口

中巻 宗近以下、一〇〇口

下巻 焼失名物八〇口

名物数一六八口、焼失名物数八〇口、総計二四八口であり、第I類よりも二二口多い。第I類に掲載されていない名物は、上巻の「大垣正宗」、「菅屋正宗」、中巻の「紅葉山信国」、「伏見貞宗」、「不動行光」、「大俱利伽羅広光」、「乱光包」、「二ツ銘則宗」、「城井兼光」、「生駒左文字」、下巻の「真田藤四郎」、「大行平」である。さらに、「名物追記」として二六口、「昔ノ名劍御所之劍」が巻末に付けられる。



(b)『名物牒 全』(日本美術刀剣保存協会)

奥書によると星野求与なる人物が本阿弥正三郎から借り受けて写したものとあり、「求与本」と通称されている<sup>(14)</sup>。

此書本阿弥正三郎ヨリ借得テ写置モノナリ

弘化二巳年(一八四五)四月吉日

星野求与ノ写本ナ(以下不明)

求与は江戸城において大名や諸役人の給仕をする表坊主と伝えられ、『星野押形』が知られている<sup>(15)</sup>。正三郎は光恕の息・光佐(？)一八六二とみられる。(a)と同じく上・中・下の三巻構成となっており、名物数一六八口、焼失名物数八〇口、総計二四八口を掲載し、「名物追記」と「昔ノ名剣御所之剣」を付記する。ただし「名物追記」は二八口と二口多い。

(c)『刀剣名物帳』(日本美術刀剣保存協会)

同じくこれに類するものとして、菅原質直による安政四年(一八五七)の奥書を有する写本がある。

此名物帳は家師同姓長識主の祖父長根君の筆記はじめにありけるを、乞受尚原本を借用して紙数はたらねど、文字書様をつづめて愚家の為に写し置くものなり。

表題は長識主の手記なり。

于時安政四巳年二月 下谷西街道 菅原質直(花押)

菅原質直は光室二男・光的系統の本阿弥又四郎(生没年未詳)であり、この写本は「質直本」と通称されている。本阿弥光恕が筆記したものをその孫にあたる長識(？)一八九三より借用して写したものだと思われる。

これらから第Ⅱ類の写本はいずれも光恕のもとにあったものを(b)は子の光佐、(c)は孫の長識から借りて書き写したものであり、(a)自体には旧蔵者である松平頼平氏の書き入れとみられる部分以外には明確な証拠はないものの、これが(b)(c)のもととなった光恕筆記の原本と近代には考えられていたことがわかる。いずれにせよ、第Ⅱ類の原本が本阿弥光山家に伝えられたものであった可能性は極めて高い。

なお、近代以降に「名物帳」をまとめたものとして、三種が出版されている。このうち羽阜隱史『詳註刀剣名物帳』(金港堂書籍、一九一三年/増補版・高山房、一九一九年)は羽阜氏の所蔵本を底本とし、宮内庁御用掛を務めた刀剣鑑定家・今村長賀氏(一八三七―一九一〇)が所蔵していた(c)の転写本(現在、前田尊経閣文庫所蔵)によって校訂したもので、中央刀剣会本部編『刀剣名物牒 全』(中央刀剣会本部、一九二六年)は(b)求与本を底本としている。また、辻本直男氏による『図説刀剣名物帳』(雄山閣出版、一九七〇年)は(a)芍薬亭本を底本とし、(b)求与本より記載を補っている。つまり、基本的に第Ⅱ類の写本に拠っており、掲載名物の少ない第Ⅰ類は江戸時代の写本にあたらないうりその全貌がわからないことには注意を要する。

これら二系統に掲載された名物刀剣とその所蔵者をまとめたものが



末尾の付表である。第Ⅱ類にのみ掲載される名物とその所有者は、焼失したものも含めると、「大垣正宗」(上杉民部大輔米沢上杉家)、「芦屋正宗」(松平薩摩守薩摩島津家)、「紅葉山信国」(将軍家)、「伏見貞宗」(加藤和泉守近江水口加藤家)、「口絵1-1」(「不動行光」小笠原右近将監小倉小笠原家)、「大俱利伽羅広光」(松平陸奥守仙台伊達家)、「乱光包」(将軍家)、「二ツ銘則宗」(愛宕神社)、「城井兼光」(松平筑前守福岡黒田家)、「生駒左文字」(不明)、「真田藤四郎」(焼失、将軍家)、「大行平」(焼失、豊臣家)の十二口となる。

また、所有者が異なる場合があり、二系統の「名物帳」が作成された時期や性格を考えるうえで参考になる。「烏丸藤四郎」は第Ⅰ類では日野家支流の公家・烏丸家の所蔵と記されるが、第Ⅱ類では京都の町人・三木権太夫となっており、延宝頃(一六七三〜一六八一)から同家に移っていたという。また、「清水藤四郎」は第Ⅰ類では「細川伊豆守」の所有とあり、正徳三年(一七一三)に任じられた肥後宇土三代藩主興生(一六九九〜一七三七)とみられる。一方、第Ⅱ類では寛文頃(一六六一〜七二)に京都の町人・辻次郎左衛門の所有に帰したとする。

「小夜中山左文字」は第Ⅰ類には「土井能登守」の所有とあり、正保三年(一六四六)に任命された利房(一六三一〜八三)であれば享保よりも古く、宝暦五年(一七五五)叙任の利貞(一七四〇〜一八〇七)であれば享保以降となってしまう。第Ⅱ類では京都町人某の所有とし、旧蔵者として山内家、黒田家、浅井家とともに土井大炊頭(利勝)を挙げる。

「浅井一文字」は第Ⅰ類が「松平加賀守」(加賀前田家)、第Ⅱ類が「松平美濃守」とする。元和三年(一六一七)五月十三日に将軍秀忠より

前田利常へ下賜され、その後、時期は不明ながら松平美濃守(柳沢吉保)に渡ったという。これらはいずれも第Ⅰ類の方が古い所有者の情報に記載している。

もと戸川肥後守達安の所持した「戸川志津」は第Ⅰ類では「松平伊予守」の所有とある。第Ⅱ類では尾張徳川家となっており、その来歴によると、あるときに加賀前田家が購入し、寛永六年(一六二九)前將軍である秀忠に献上された。その後、紀伊徳川頼宣に下賜され、寛文七年(一六六七)頼宣隠居のとき尾張の徳川綱誠へ贈られたとい、第Ⅰ類と矛盾した来歴を記載する<sup>16)</sup>。

一方、大坂夏の陣(一六一五年)や明暦の大火(一六五七年)で焼けた「焼失」の部にも所有者の異同がある。まず、「大坂新身藤四郎」、「大坂長銘正宗」、「抜国吉」の三口は、第Ⅰ類が「御物」(将軍家)、第Ⅱ類が「大坂御物」(豊臣家)とする。「大坂新身藤四郎」は大坂の陣で焼身になった後、将軍家に伝えられたらしく、享保二年にその所有刀を記録した『継平押形』に掲載されている。「大坂長銘正宗」も大坂で焼けた後に名古屋城にもたらされ、そのまま尾張徳川家で保管されたと思われる。これらは大坂の陣において焼けたものであるため、第Ⅱ類では大坂御物と記したと考えられる。一方、「抜国吉」は文禄四年(一五九五)に本阿弥光徳によって記された『刀絵図』(いわゆる『光徳刀絵図』の大本)に掲載されることから秀吉が所有していたとみられるものの、秀頼が受け継いだ刀剣を記録した『豊臣家御腰物帳』にはみえない。その後の行方は不明であり、とりあえず第Ⅰ類の記載は誤りと考えるほかない。

「二期一振藤四郎」は第Ⅰ類では尾張徳川家、第Ⅱ類では将軍家となっている。慶安四年(一六五二)の『尾張徳川家御腰物』(徳川美術

館)に「大坂焼物」として記載があり、明暦の大火で焼けた記録がないことから、大坂落城の際に焼身となり、家康が越前康継に再刃させたと考えられている<sup>17</sup>。尾張徳川家に預けられていたための表記とみられるものの、同様の状況にあった「大坂新身藤四郎」との整合性がとれていない。

「蜂屋江」は第Ⅰ類では將軍家、第Ⅱ類では「甲府殿」(家光三男の綱重)の所有とする。これは慶安四年家光死去の際に形見として与えられたことを反映するとみられる。甲府に城を賜った後も綱重は江戸城にあったため、明暦の大火でこの刀も被害を受けたのであり、第Ⅱ類の方がより正確な記録となっている。

さらに、所有者の官職に違いがある場合がいくつか見受けられる。たとえば黒田家所蔵の「稻葉志津」、「鄙田青江」、「ヘシ切長谷部」、「日光一文字」、「岡本正宗」について、第Ⅱ類はすべて「松平筑前守」と表記している。しかし第Ⅰ類では、「岡本正宗」が「松平右衛門佐」、それ以外も「松平肥前守」となっている。「岡本正宗」は慶長十七年(一六二二)に黒田右衛門佐忠之が家康より下賜されたものであるため、拝領した忠之の官職が反映されたとみるべきであろう。また享保四年十一月に七代筑前守継高が肥前守宣政から家督を相続しており、第Ⅰ類は宣政の官職で掲載されていることになる。

鳥取松平(池田)家所蔵の「吉田兼光」、「大坂当麻」は第Ⅰ類が「松平右衛門督」、第Ⅱ類が「松平相模守」となっている。池田右衛門督吉泰は元禄十三年(一七〇〇)に伯耆守綱清から家督を相続し、享保十四年に相模守に転任している。

讃岐丸亀藩主京極家の所有する「白檉包永」と「ニツカリ青江」について、後者は第Ⅰ類、第Ⅱ類ともに「京極若狭守」とするもの

の、前者の第Ⅰ類のみ「京極備中守」となっている。これは寛文九年(一六六九)に任じられた高豊(元禄七年卒)を指すとみられ、享保四年時点では若狭守高或が家督を継いでいる。

以上のように、いわゆる「享保名物帳」には二つの系統があり、収録している名物の数や記載の内容、全体の構成に相違がある。第Ⅰ類を本阿弥家が幕府に提出したものの写し、第Ⅱ類を本阿弥家で編纂した控帳の写しとする見方もあるものの、写本の奥書を見る限りでは両者ともに本阿弥家に所蔵されていたものを原本としていると考えられ、実際に提出されたものの写しではない。さらに、第Ⅰ類の存在が少なくとも一八世紀中頃には確認できるのに対して、第Ⅱ類は十九世紀以降、それも本阿弥光山系の光恕周辺でしか確認できない。名物の所有者やその表記の違いから、享保以前の成立と考えられる第Ⅰ類に対して、第Ⅱ類はそれをもとに増補、再編集したものとみられ、そのために第Ⅰ類よりも他史料と整合性のある来歴を掲載している。今のところ第Ⅱ類の成立に関わった人物は、光恕、あるいはその周辺と考えられよう。

「享保名物帳」が吉宗の命によって編纂、献上されたということについて辻田氏は次のような観点から疑問を投げかけている。

- ① 享保年間に「名物帳」を献上した公的な記録がない。
- ② 加賀前田家からの選出が極端に多く、名刀を数多く所有していたことが明らかな他の大名の所蔵刀が少ないなど、所有者に偏りがある。
- ③ 享保年間より前の所蔵者になっている名物刀剣がある。
- ④ 多数の名工を輩出した備前刀の収録が少なすぎる。

確かに『徳川実紀』をはじめとする幕府の記録に、本阿弥家に「名

物帳」の編纂を命じ、またそれが献上されたことを窺わせる記述は見出せない。辻田氏はこの「名物帳」が享保四年に將軍へ献上されたという論拠は、第Ⅱ類(a)芍葉亭本に貼られた紙片の記載であり、さらにそれは(c)質直本(前田尊経閣文庫)への本阿弥長識の註記に基づくに過ぎないとした。「日向正宗」の項にほどこされたその註記は次の通りである。

享保四亥十一月名物帳出来ニ付紀州殿へ四郎三郎ヨリ問合処、承  
応二年午十二月南竜院殿ヨリ清溪院殿へ被進、元禄十一寅五月三  
郎兵衛へ吟味遣ス、前ハ堅田と唱へ候得共、夫ヨリ日向トアリ。

享保四年十一月、名物帳が完成したので紀州殿へ本阿弥四郎三郎から問い合わせたところ、「日向正宗」は承応二年(一六五三)十二月に徳川頼宣から長男の光貞に渡り、元禄十一年(一六九八)五月、本阿弥三郎兵衛に鑑定に出した。以前は「堅田」と称していたものの、それからは「日向」と呼んでいるとのことであった。

辻田氏は「出来」を「発見」、あるいは「噂にのぼる」と解釈して、このときに「名物帳」が作成されたのではなく、また、この事実を傍証するものは何一つないとした。他の資料も検討したうえで、「名物帳」は享保以前より本阿弥家に代々伝存してきた記録にすぎないとして、享保四年の將軍への献上を否定したのである。

しかし、第Ⅰ類の榊原香山の序文にも本阿弥家による「名物帳」献上のことはみえており、少なくとも安永頃には本阿弥家あるいはその周辺で享保年間に將軍に献上したものであると認識していたことがわかる。確かに辻田氏の述べるように、第Ⅰ類の「名物帳」には編集の

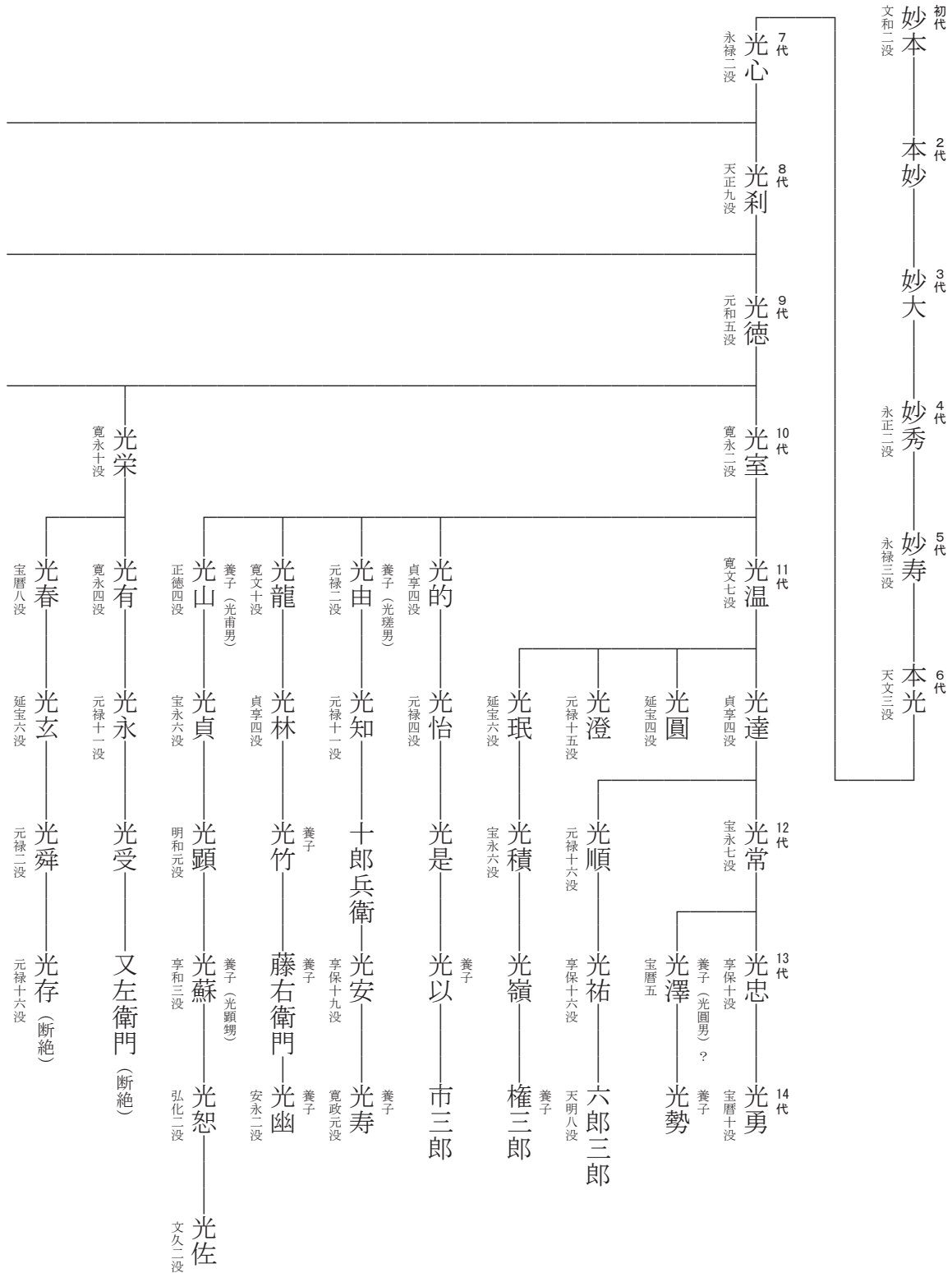
一貫性や綿密さに欠けるところがある。ただ、そのことをもって果たして將軍への献上を否定することができるのであろうか。さらに追求するため、この編纂にあたった本阿弥家の具体的な活動と名物刀剣との関わりについて検討したい。<sup>20)</sup>

## (2) 本阿弥家の活動と「名物」

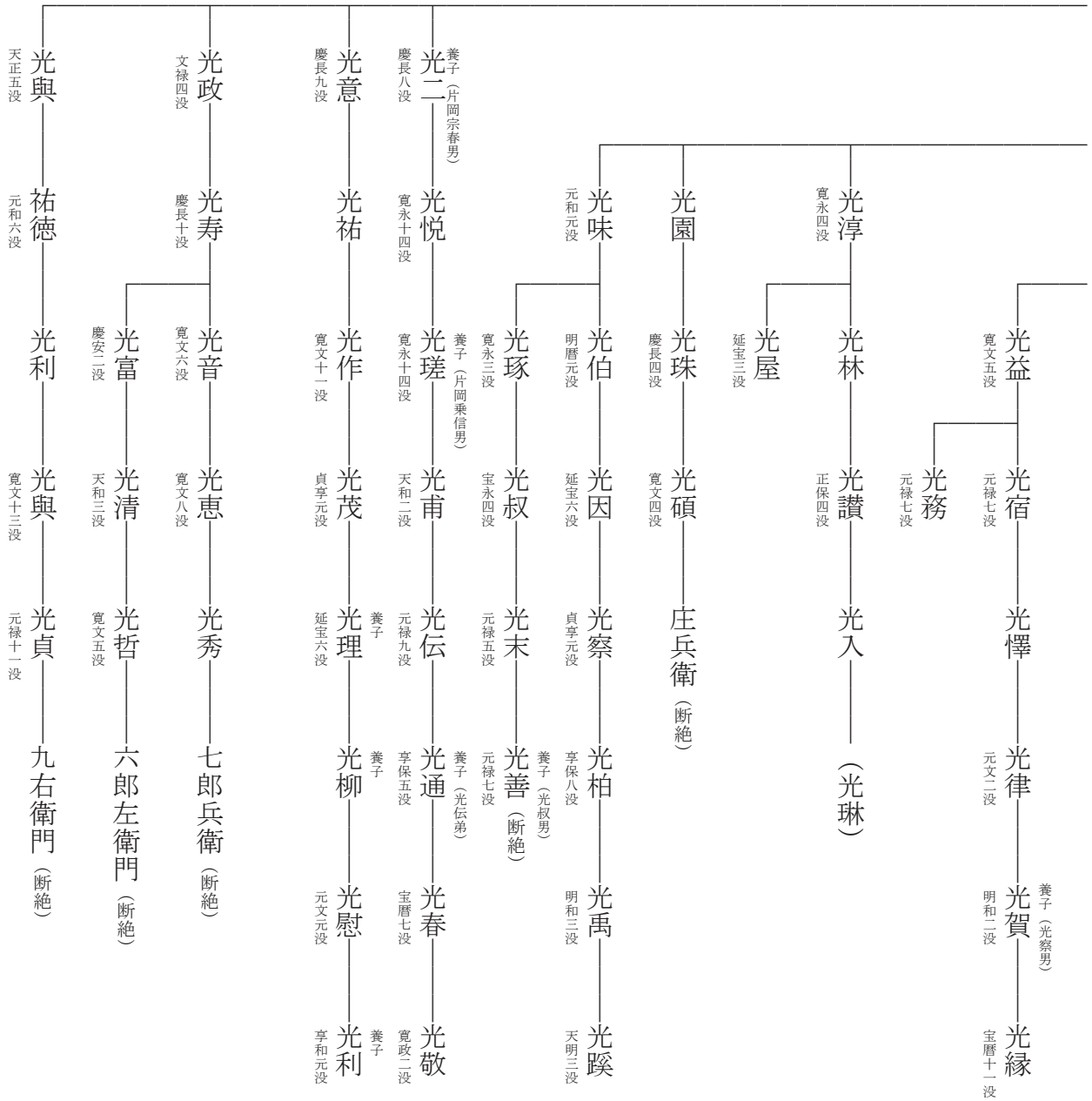
江戸時代を通じて「刀剣目利」として幕府に仕えたのが本阿弥家である。その始祖は妙本(？)一三五三<sup>21)</sup>とされ、一説によれば足利尊氏が上洛した際に鎌倉から従い、「刀剣奉行」として仕えたという。<sup>22)</sup>二代以降の具体的な事跡は不明であるものの、五代妙寿に男子がなかったため、將軍に仕える武士で刀剣の鑑定にすぐれていた松田右衛門三郎清信を娘婿としてむかえ、これが六代本光(？)一五三四)であるという。

その後を継いだ七代光心にもはじめ男子がなく、本光の娘妙福と多賀豊後守高忠二男、片岡次太夫との子・光二(一五二三)一六〇三)を娘妙秀の婿養子としたが、その後、光心に男子が誕生したため、別家を立てることとなったと『本阿弥行状記』(以下『行状記』)は伝える。ただし、光二よりも八代光利(一五一六)一五八一)の方が年長であることから、この伝承には誤解がある。本家は長男光利が継ぎ、光意、光政、光與ら兄弟と養子である光二はそれぞれ分家を形成した。以後も本家(三郎兵衛家)のほかには九代光徳の二男光栄、三男光益、十代光室の二男光的、三男光由(養子、光瑳男)、四男光龍、五男光山(養子、光甫男)、十一代光温の長男光達、十二代光常の二男光琢らが分家を建てた。その系図には本阿弥光春「本阿弥次郎左衛門家伝」(『改定史籍集覧』別記類五所収)、日慈「本阿弥家系草稿」(天保二年

図4 本阿弥家系統図







（一八三二）、本阿弥長識『空中齋草抄』（明善館、一八八四年）所収「本阿弥十二家系譜」などがあり、これらをもとに享保頃までのおおまかな系図をあらわしたものが図4である。

六代本光は將軍の怒りを買って入牢した際、日親上人（一四〇七～八八）に帰依し、出獄後に剃髪して本光の法名を授けられたことから、本阿弥家は本法寺の檀徒として法華宗を奉ずることになったという。<sup>(23)</sup>一族の信仰心の強かったことは『行状記』にたびたび記されており、同寺に伝わる光温、益忠（光常）、忠弥（光忠）の寄進状には、永代にわたって一族の「知行並合力金銀之百分一」を毎年寄進することが約束されている。<sup>(24)</sup>本法寺は寛正四年（一四六三）三条万里小路に再建されたが、天文五年（一五三六）の天文法華の乱で焼失した。同十一年に一条堀川戻り橋に再建されたものの、同十八年、秀吉による聚楽第造営のため現在の堀川寺ノ内北東（上京区本法寺前町）に移転した。『行状記』第三段には石川五右衛門に刀剣を盗み取られた本阿弥家へ心配した人々が見舞いに訪れると、光二の妻で光悦の母である妙秀が「光二は下京へゆきて留守なり、其ころ本法寺の堂を建立すべしと思ひ立れけるが、其談合の為にまゐられたり」と平然と言ったという逸話があり、この頃の度重なる再建に光二が尽力したことが窺える。なお現在、歴代祖師塔を囲むように一族の供養塔が林立しており、同寺を支えた往時を伝えている（付図1）。

天正四年（一五七八）、法華宗檀徒によりおこなわれた洛中勸進の帳簿には、帰依する寺院、喜捨の額、檀徒の名前が町ごとに記される。<sup>(26)</sup>そのうち「中小川」の項には本法寺の檀徒として「本三郎」、「本孫左内」、「本新九郎」、「本弥四郎」、「本光意」、「本光仁」、本国寺の檀徒として「本孫三郎」の名がみえる。「本三郎」は本家が継承した

通称である本阿弥三郎兵衛の略称と考えられ、八代光利とみられる。孫左、新九郎、弥四郎、孫三郎について詳しいことはわからないが、光意は光心の三男、光仁は光二のことであろう。この文書には北舟橋町に「埋只与三郎」（頂妙寺大乘坊）、芝薬師町に「梅た、内方」（本能寺金乗坊）がみえ、刀剣や鐔、金具の製作をしていた埋忠家の人々と思われる。さらに下柳原町に刀装金工の後藤六郎右衛門尉（本国寺本龍坊）、狩野辻子に絵師の狩野法眼（妙覚寺大行房）、狩野与次（妙覚寺円台房）がみえるなど、室町時代から絵画工芸によって幕府に仕えた家が名を連ねる。本阿弥家と後藤家は天正七年十月二十六日付「諸寺取納帳」や同年十一月「諸寺下行方」、同二十七日「從堺運上金子日記」など、たびたび連名で書状を出しており、某年九月十三日には諸寺御老僧衆宛てに本阿弥光室、後藤徳乗、豪商の中島（茶屋）四郎二郎が連署書状を出している。<sup>(27)</sup>また、本阿弥家は光悦と光利の娘妙得、光徳と光悦の姉妙光、光瑳と光徳の娘妙山、光甫と光室の娘妙了など、同族間の婚姻が非常に多い。それ以外にも光悦の姉法秀が光琳や乾山の曾祖父にあたる尾形道柏に嫁ぎ、光室の妻妙室が後藤徳乗の娘、光的の妻妙春が茶屋道清の娘など、彼らは互いに姻戚関係を結ぶことも多く、法華信徒としての強い結び付きを有していた。後藤家と狩野家、埋忠家と蒔絵の五十嵐家も姻戚関係にあったことが知られている。<sup>(28)</sup>この背景には当時、夫婦ともに法華門徒であることが資格条件として要求されていたことがあった。光悦の実母妙秀は同族間の結婚を推奨したと伝えられるのも、このような法華の戒律が背景にあるものと思われる。<sup>(29)</sup>

貞享二年（一六八五）に刊行された『京羽二重』には「洛中辻子」のひとつとして「本阿弥辻子」を挙げる。その場所は「小川通すまの

町通の壱町上にしへ入所」、つまり南北にはしる小川通を須磨町通（今出川通）から一筋北へ上がった西側（上京区実相院町あたり）であり、天正の勸進日記にあった「中小川」と同所とみられる。後に掲げる『元禄覚書』には「実相院凶子」とみえ、ここに本阿弥家の居所があったことは間違いなからう。

大坂の陣後の元和元年（一六一五）、光二の長男で書家、陶芸家としても著名な光悦（一五五八〜一六三七）が家康から京の西北にあたる鷹峯の地を拝領し、ここに移り住んだことはよく知られている。<sup>30</sup> 本阿弥一族のほか、蒔絵師土田宗沢、経師紙屋宗仁、筆屋妙喜、唐織屋蓮池常有、埋忠道安、尾形宗柏、茶屋四郎次郎、鍔金具師躰阿弥八郎右衛門、同道有など、法華檀徒と考えられる町衆とともに移住したとみられている。<sup>31</sup> しかし、光悦の没後まもない寛永二十年（一六四三）頃より鹿苑寺などとの間に境界をめぐる争いがあったらしく、必ずしも安定した所領経営ではなかった。鹿苑寺の住職・鳳林承章の日記『隔莫記』には、たびたび光甫がそのもとを訪れ、相論の決着に尽力した様子が窺える。しかし、その努力もむなしく、延宝七年（一六七九）には鷹峯を幕府へ返上することとなったのである。<sup>32</sup>

鷹峯の光悦町に設けた位牌所はのちに光悦寺となり、『雍州府志』卷十陵墓門には光悦と懇意であった京都所司代・板倉伊賀守勝重（一五四五〜一六二四）の「慈光院塔」、その子重宗（一五八六〜一六五七）の「松雲院塔」、光悦の「了寂院光悦墓」、光甫の「空中院光甫墓」が掲載されており、現在も同寺には光悦や光瑳、光甫らの供養塔が佇んでいる（付図2）。

徳川幕府の支配が確立すると、室町時代からの伝統を有する京都の町衆も江戸への移住を余儀なくされる。狩野家では分家の探幽

（二六〇二〜七四）が元和七年（一六二二）に鍛冶橋門外に屋敷を賜り、寛永二年（一六二五）には後藤家八代即乗が本白銀町に屋敷を拝領し、江戸詰役料として二十人扶持を支給されたと伝えられる。本阿弥家も例外ではなく、寛永頃には光二家を除いて江戸に移り、残された光二家も元禄十五年（一七〇二）には江戸を拠点に御用を勤めることとなった（『本阿弥次郎左衛門家伝』）。江戸における菩提寺は妙法寺（台東区谷中）とみられ、現在も本家と分家の墓石が並び（付図3）、十三代光忠と十四代光勇の墓石は近くの安立寺にある（付図4）。

また、元和八年（一六二二）、十代光室は両親の菩提を弔うため加賀藩主前田利光（のち利常、一五九四〜一六五八）の援助を得て、正中山法華経寺（千葉県市川市中山）の五重塔を建立したと伝えられ、境内の墓地には本阿弥家の「分骨墓」がある。大正時代には十七基があったとされるが、<sup>33</sup> 現在はそのうち六基しか確認できず、うち四基が市の指定文化財となっている。最も大型の石碑は初代妙本から十一代光温までの戒名と没年を刻したものであり、ほかに妙室（光室妻）、光温・妙温夫妻、光達・妙行夫妻、光常・妙諦夫妻、光悦の碑がある（付図5）。

大名家や幕府役人を収録した「武鑑」には、扶持を得ていた御用聞商人の項目に「御刀脇指目利究所」として本阿弥家の人々が掲載され、各時期における構成員や居所のあらましがわかる。さらに元禄十三年（一七〇〇）から十六年ころに書き上げられた京都の行政史料である『元禄覚書』<sup>34</sup> や正徳から享保初年に編纂された『京都御役所向大概覚書』<sup>35</sup> からは、より詳しい状況を知ることができる。

#### 本阿弥家

一、貳百七石 実相院図子 常在江戸 本阿弥光常

一、貳百七石

常江戸

一、百石 同断 同 三郎兵衛

一、拾五人扶持 上京実相院町

本阿弥三郎兵衛

一、拾五人扶持 右同所 同断 同 庄兵衛

一、百石

同断

一、五拾石四斗余 西陣堀之上町 同断 同 光理

十五人扶持 西陣堀之上町

同 光伯

一、百俵貳拾人扶持 同断 同 光柳

一、五拾石四斗三升五合 同町

同断 同 光柳

一、百俵貳拾人扶持 西陣元伊佐町 同断 同 光澄

同断

同断

一、百石 同断 同 光伯

上京実相院町

同 光通

一、百石 同 市郎右衛門

堀川通北船橋町

同断

同 藤右衛門

同 七郎右衛門

一、百俵貳拾人扶持 同 市郎兵衛

本阿弥一家江戸住居之分

同 藤右衛門

御扶持人之外本阿弥一家 本阿弥光叔

一、拾人扶持

本阿弥四郎三郎

同 光通

一、御切米百俵

同 藤右衛門

同 光山

一、御切米

同 市郎兵衛

同 光快

御扶持方

同 市郎兵衛

同 六三郎

一、御切米

同 庄兵衛

同 光背

御扶持方

同 六郎右衛門

同 六郎左衛門

一、御切米

同 市之丞

同 祐三郎

一、御切米

同 光受

安楽小路

御扶持方

本阿弥光律

右之者共之内、諸大名より知行、或ハ扶持切米強力金取之者在之

由。

同 光盛

〔元禄覚書〕天

本阿弥之事

同 十郎右衛門

同 光盛

同 十郎右衛門



同 市郎左衛門  
同 市三郎  
同 次郎三郎  
同 孫三郎  
同 喜太郎<sup>三</sup>  
同 助三郎  
同 九郎左衛門

右之もの共之内、諸大名より知行或ハ扶持・切米・合力金取候者有之『候由』。

〔『京都御役所向大概覚書』六一一六〕

これによると、京都では当時、本阿弥辻子（実相院町）のほか、周辺の堀之上町、元伊佐町、北舟橋町、中小川町、安楽小路町に分家が屋敷を有すること、幕府の扶持を受けるほかに、光通や光山が加賀前田家、光快が尾張徳川家、六三郎が久留米有馬家の扶持を得ていたことがわかる。「加賀大納言利家卿いまだ御小身の時より、親光二に御扶持を被下、大に御念比なる」〔『行状記』第十二段〕とあるように、光二は前田利家（一五三九？～一五九九）と交流が深く、その扶持に与るようになったといい、次のような息子光悦の手紙も残されている。<sup>38</sup>

弥事遠候御慶可令任御意候、仍昨日金沢令参着候、去年北庄迄罷下候へ共、長秀様御用繁付而不任心中利家様御身廻延引迷惑仕候、其地可罷下用意仕候処に五三日中被成御帰之由候間相延申候、可然様御取成所仰候御腰物共出来候間令持参候輕微候へ共、帯式す

ち進入候表祝儀計候

恐惶謹言

徳友齋

二月五日 光悦（花押）

富治部左殿

人々御中

以上追而申候光仁方より御音信之物持参之候以上

某年に加賀藩の富田治部左衛門景政（一五二五～九六）に宛てたものであり、前田家から依頼を受けた刀剣を持参し、父光二からの進物とともに届けるべく金沢まで到来したことがわかる。また、某年十二月十五日付の加賀藩の某に宛てた光悦の書簡には「一、中納言様御所望トテ剣尽をかき申候、御取次者古織殿・金雲殿なれハ、是非を不被申、荒かなしや、浮世になからへれば、かゝるうきめをみるものかの事」とあり、前田家二代利長（一五六二～一六一四）から、古田織部（一五四三～一六一五）や金森出雲守可重（一五五八～一六一五）を紹介して、「剣尽」の筆写を依頼されている。

本阿弥家が幕府や大名の扶持を得て担っていた家職として、おもに刀剣の目利き、磨礪、淨拭があった。それぞれがどのようなものであったのかみておきたい。

(a) 目利き（鑑定）

本阿弥家による刀剣鑑定について、『古今銘尽大全』（寛政四年（二七九三）刊）には次のようにある。

本阿弥といふ人は其むかし秀吉公の時節、池田三左衛門好にて刀劍の極所と成、夫より本阿弥光利折紙を出す。すり上無銘の忠(なかご)に金象眼を以て作銘を入、本阿判を入れる事今以しかり。無銘の忠に朱漆を以て銘を記す是又同前也。

豊臣秀吉の時、八代光利が池田輝政(一五六五―一六一三)を通じて刀劍極所に任せられ、「折紙」の発行を認められたとする<sup>39)</sup>。ここで言う「折紙」とは刀劍の鑑定書のことであり、料紙を半分折り、その片面に記すことからこの名がある。文面には名称、「正真」の保証、寸尺など刀劍の特徴、代付、日付、署名と花押が記される(図5)。日付は初代妙本の命日にあたる三日であり、本家と分家の合議により鑑定をおこなった。『行状記』には十代光室について次のように記しており、「一類の者ども」との「談合」により鑑定がおこなわれていたことが窺える<sup>40)</sup>。

(光室は)一類の者ども国々の御用あれば、一日の中に十腰廿腰も談合をいたし、極め札、折紙を次の日認め遣はすなり。目利達者なり。一類のものども礼をいへば、我方へ見せに来る数百こしも各々頼み極るなり。其上思ひのまゝに細工を頼み申なり。刀一腰とぐ事は、幾腰極るよりも骨の折る、事なれば、礼を請べき道理なしといひて、聊かも恩にきせず。

#### 『本阿弥行状記』第五九段

さらに、鑑定の結果は折紙として発行するだけでなく、朱漆や金象眼によって刀の茎(なかご)に入れることもあった。口絵2の刀には

「当麻 本阿弥又三郎磨上之(花押) 天正十一霜月日」の金象眼が入れられている。天正十一年(一五八三)に九代本阿弥又三郎光徳により長寸の刀劍を短く切り詰める「磨上(すりあげ)」がおこなわれ、大和国当麻派の作と極められている。本作には朱漆による銘も入っているものの、現在は判読することができない。また、名物「籠手切郷」には「コテ切 義弘 本阿(花押)」と金象眼で入れる一方、差し裏には「稲葉丹後守所持之」と銀であしらう(口絵3)。金工埋忠家の記録『埋忠銘鑑』(図6)には「光徳様より」、「本光温老より」、「江戸ニテ本光甫より」、「光益より来る」など、しばしば本阿弥家からの注文にしたがって仕事をおこなったことが記され、「名物帳」所載の刀劍も多数含まれ注目される<sup>41)</sup>。その内容は磨上のほか、刀身と鞘を固定するための金具・釰(はばき)の製作(口絵1―2)、無銘刀の茎への金象眼銘の施入などである。「なまりにて埋申候」の記載もあり、磨上により不要となった目釘孔を埋めたとみられる。さらに光徳の注文により来国次の短刀に樋(刀身に彫られた溝状の彫刻)を入れるなど、彼らによって古刀の外見が改変されている状況がわかる<sup>42)</sup>。

あるとき、木間甚次郎という浪人が持ち込んだ状態の悪い正宗の小脇差について、光甫は前田家の黒板吉左衛門に対して「召上られ候は、恰好を思ひのまゝに直し、こぼれも引、彫物も正宗が銘の如く直し候は、過分の御ほり出しに成べきと見立申」といい、前田家が召し上げることになったので「我等存じの儘にとぎ立、彫物をも十分に直し」と『行文記』にもみえる。

家康は藤堂高虎への談話のなかで、將軍として鍛錬すべき技として騎馬と水泳を挙げるとともに、「また刀劍の審鑑もしらで叶はざるなり。常に身を離さざるものなるに、新身古身のけぢめもしらず、

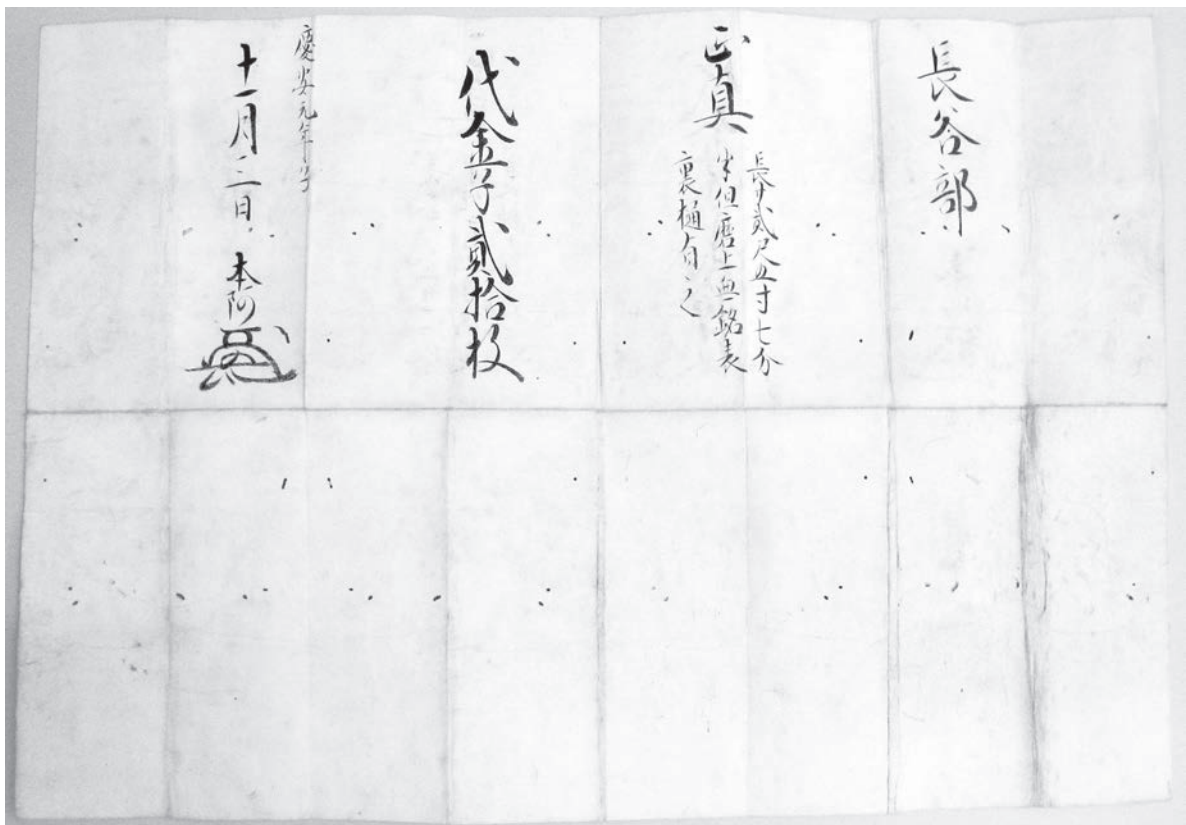


図5 折紙

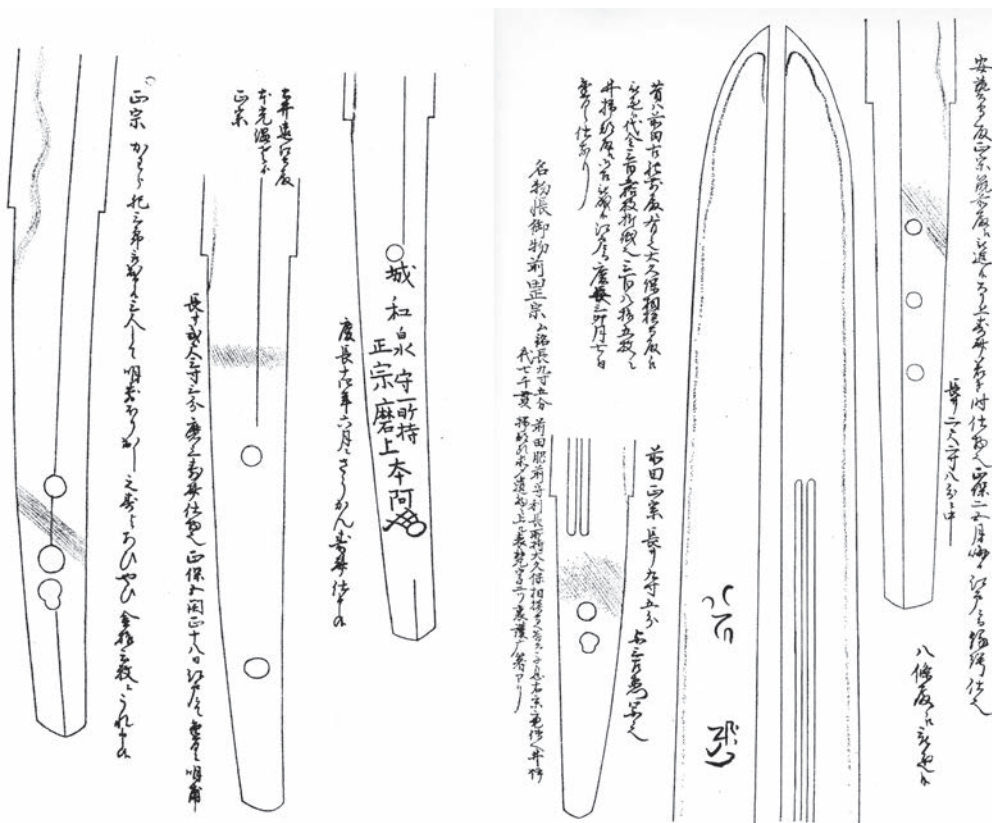


図6 『埋忠銘鑑』

金味も分らずして帯せりとても何かせん」(『東照宮御実紀附録』卷二十三)と言ひ、刀劍の鑑識を武士としての嗜みのひとつと考えた。のち高虎にその話を伝えられた二代將軍秀忠は、家康の命日にあたる毎月十七日には身を慎み、「其日はいつも本阿弥などめしめで、日ねもす刀劍の御鑑賞あり」という(『台徳院実紀附録』卷一)。「行状記」第五六段にも、

光室、台徳院様刀脇ざしの御目利御稽古を被成、毎日二時計りづ、御指南申上げる。御座之間の御次にも人を置せられず、ぬき刀を御手より下され、御手へさし上げる、冥加至極のものなり。

とあることから、本阿弥家が將軍に対して鑑刀の指南をおこない、また光室が秀忠より信頼を置かれたことが窺える。

ただし、武家有職家・伊勢貞丈(一七一八〜八四)が『貞丈雜記』において、「本阿弥の刀劍の目利は、鍛冶の正作か否かを目利するなり。この刀は快く骨の切るるや否を目利するには非ず」と述べるように、本阿弥家の鑑定はあくまで古刀の作者を見極めることに主眼があり、斬れ味については別に試刀などが行われたことには注意が必要である。

(b) 磨礪(研磨)・淨拭

『毛吹草』(正保二年(一六四五)刊)に京都の名物のひとつとして「本阿弥利(ほんあみのとき)」を挙げるように、その重要な職のひとつが刀劍の研磨であった。『行丈記』において光甫は「数百年下手の手にのみ懸りて、なり恰好も本作に違ひ、まして色艶あしきを、目の利

たる上手、とき直して名物に成たるためし数々あり」(第六四段)と、研磨の技術次第で名刀も価値を變じること述べ、さらに「下とき」中とき「水仕立」拭ひ「磨き」という五つの工程を挙げ、そのうちのひとつでも極めるのは難しいと言う。

『雍州府志』卷六の土産門には京都の名産品として「礪砥」(砥石)を載せ、本阿弥家が京の西北、鳴瀑(鳴滝)の良質な砥石を使用していたことを記す。

(上略) 細礪石は洛西鳴瀑山の出る所を良と為す。鹿礪石は瓶原を用るに堪と為す。凡そ本阿弥一家中古より以来公方家磨刀の事に従ふ。専ら鳴瀑砥を用ゆ。然れども近世粗穿尽に至る。故に高雄の産間又之を用ゆ。依て他人の濫に之を取を禁ず。

「他人の濫に之を取を禁ず」とあるように、砥石の採掘に関して本阿弥家に特別な権利が許されていた。『京都御役所向大概覚書』には「本阿弥家督ニ被下候砥石山之事」として次のようである。

- 一、山城鳴瀧村
  - 一、同国中野村
  - 一、同国高雄領
  - 一、同国梅尾領
  - 一、同国梅ヶ畑之内善妙寺村
- 右五ヶ所之砥石、古より砥屋五左衛門先祖道金と申もの砥掘申候而御用之砥本阿弥入用次第第二相渡、御運上銀は公儀へ差上ヶ申候処、慶長拾貳酉年 権現様御代、本阿弥光室に砥山并運上



銀共拝領被仰付、代々本阿弥致支配候、

一、砥山拝領之御朱印は無之候由、本阿弥代々継目之御礼申上候節、砥山無相違被下置候旨被仰出、本阿弥家督ニ被仰付候、

一、右砥屋五左衛門鳴瀧村罷在、本阿弥三郎兵衛方へ毎年運上銀十式枚并砥指遣申候、残砥は五左衛門方ニテ商売ニ仕来候、

一、砥之義は剃刀砥并細工ニ用候淺黄上引下引きひ紫内曇と申砥、本阿弥方に入用次第差遣候由、

右は宝永五子年城州平岡村音戸山

禁裏御山ニ相渡り候節、右五ヶ所之砥山も相改候事、

これによれば本阿弥家は慶長十二年（一六〇七）、光室の代に幕府より鳴瀧砥の産地である鳴瀧・梅ヶ畑・高雄の周辺五箇所の採掘地の支配権を認められた。朱印状は無く、当主の代替わりごとに幕府より支配権の更新を確認することになっていた。しかし宝永五年（二七〇八）、近くの平岡村音戸山が禁裏の支配となった際に、本阿弥家の支配していた五箇所も取り上げられたという。

同じく『京都御役所向大概覚書』には「諸役寄宿御免許之事（享保元申改）・諸役御免除之事」として京都における課役免除を受ける御用町人を挙げるなかに、「御太刀拭 実相院町 本阿弥光通」を挙げている。江戸の歌人・津村正恭の随筆『譚海』巻十四（寛政七年（一七九五）自序）にも「刀目利本阿弥の者、江戸に七軒有、右七人の内五年目に壺人づつ上京して、禁裏御宝剣の類を拭、御用相勤耆ヶ年づつ在留也」とあり、本阿弥家が江戸へ移住したあとも、禁裏の刀剣管理を務めていたことがわかる。元文四年（一七三九）四月十九日には「宝剣磨厲」のため本阿弥次郎左衛門が上京している（『有徳院御実記』）。寛文五

年（一六六五）十二月七日には九郎左衛門が久能山の神剣を研磨し、同八年四月二十六日には光察と一郎右衛門が鳳来寺収蔵の刀剣磨拭を命じられるなど、寺社の宝刀の手入れもおこなっていたことがみえる。

(c) その他

ここまで挙げてきた鑑定や研磨、浄拭以外にも、さまざまな刀剣に関する事柄により時の権力者に奉仕していたことが『行状記』をはじめとする史料から窺える。

秀頼秘蔵せし葉研藤四郎吉光、骨喰と名付たる太刀を、阿州の農民拾ひ得しとて、本阿弥又三郎二条城へ進覽せしかば、又三郎に返し下されしに、又三郎これを伏見城に持参して献ず。よて金百両下さる。

（『台徳院御実紀』元和元年（一六一五）六月二十九日条）

（光室）大坂落城の刻、秀頼公の御刀を尋ね出し、急ぎ二条の御城へ持参し、権現様へさし上げる所に、殊之外御機嫌よく、則光室に下されける。大名共に高直に売候へ、去ながら先づ將軍様の御目につけよと御意被成。則伏見へ持参致し、台徳院様へ差上げれば、御指領に可被成よし仰出され、白銀三千枚拝領仕。

（『本阿弥行丈記』第五六段）

大坂夏の陣において、豊臣家の所有していた多くの名刀が焼失した。名物「葉研藤四郎」と「骨喰藤四郎」も同様であったが、農民が拾得したとして本阿弥又四郎（光室）が二条城の家康のもとへ届けた。

家康は「大名に高値で売ればよい、ただまず將軍秀忠に見せるように」とこの二口を下賜した。光室は伏見の秀忠へこれを献上し、褒美として金百両（または白銀三千枚）を拝領したという。

またあるとき、光甫は江戸の松平安芸守邸にて腰物奉行の今田四郎左衛門という者から、古い鞘に入った錆びた刀を売却して欲しいと依頼された。正宗作と極めた光甫は、藩主に召し上げてもらうようアドバイスし、その後、本家の光温が代付二五〇枚の折紙を付け、「正宗」と象嵌も入れたという（『行状記』第六三段）。「撰津守所持せられし大江といふ天下無双の義弘の刀ありけるが、売物に出しけるを、光二見出し、則信長公へさし上げる」（『行状記』第一段）とあるように、市中に出た刀剣を掘り出したり、また、「加藤肥後守我等が親光瑳を御頼み被成、刀脇ざしを召上られける事共あり。黄金百枚余り請取、光瑳方へも半分におよび取事あり」（『行状記』第五五段）と加藤清正が光瑳から刀剣を購入するなど、本阿弥家が刀剣の売買やその仲介に関わっていたことがわかる。

また、「光室常に指料の刀脇指十腰余り拵へ置、鞘なり、柄なりに至るまで手に懸、袋、箱までも手本になるやうに認め置ける」（『行状記』第五九段）とあり、刀身だけでなく、鞘や柄などの拵えや刀袋、箱をも扱っていたことが窺える。ここに伝える逸話によると、千利休が信長から拝領した脇差「宗易正宗」の拵えを光徳に頼んだとき、利休が町で購入した古鞘を見せて見本とした。光二はそれを見て自分が製作した「鳥喰国次」の鞘であると言い、偶然当時の持ち主であった秀次から預かっていた刀に合わせてみたところ間違いなかった。「刀脇ざしの拵へは本阿弥が作なり。其身く〜に応じて金具も、柄、鞘もする事也」と、刀装全体にわたって本阿弥家の作というものがあつ

たとわかる。「小堀殿、佐久間殿は、我等を頼み、片桐殿は天下一といふ家のあるに、夫には頼まずして、武士の一腰をしらぬ者に任ずることは不物数寄なりとて、光伝に過分の扶持を賜はりける」ともあり、小堀遠州（一五七九〜一六四七）や佐久間真勝（一五七〇〜一六四二）が光甫に拵えを依頼し、片桐石州（一六〇五〜七三）も腰物を訳のわからない者に任せるのは不物数寄であるといい、光甫の子・光伝に扶持を与えていたと伝える。

宝永六年（一七〇九）、六代將軍家宣の代替にあたり、多武峯より大職冠の神剣一口を献上することとなった。奉行所は多武峯側から大取り交せて五十八口を持参させ、本阿弥光山を呼び寄せてこれを吟味させ、献上にふさわしいもの八口を選び出して「塗研吟味」するやうに通達があった。光山はそのうち「備前長船貞光壱尺三寸八分平作無銘之脇指」が献上にふさわしいと伝え、また「研上ケ」や白鞘、木鏝、刀袋についても光山が調達した。正徳四年（二七一四）、七代家継代替の際にも光山が献上する刀剣の吟味仕立を請け負ったという<sup>48</sup>。

以上のような刀剣全般にわたる家職を通じて、桃山から江戸前期の本阿弥家は將軍家ならびに大名家から全幅の信頼を置かれていたことがわかる。また、それぞれの所有する名刀についても目利きや折紙の発行、研ぎ、拭い、拵えの新調などさまざまな場面でその情報を得ることができ、またそれを記録に留めていたであろうことはいくつかの資料からも窺える。

まず刀剣の特徴を図入りで示したものとして、本阿弥光徳が秀吉所蔵の刀剣を写し取ったといわれるいわゆる『光徳刀絵図』がある。文祿三年（一五九四）六月十四日に毛利家へ進上されたもの（毛利本）

のほか、文禄四年五月十二日（大友本）、慶長五年二月二十二日（慶長五年本）、元和元年極月十一日（寿斎本）の年紀を有する別本がある。<sup>(44)</sup> 図の脇には刀の名称や特徴、長さが記される。このような「押形」<sup>(45)</sup>とも称される類の資料として、ほかにも本阿弥光貞（？～一七〇九）による『光山押形』<sup>(46)</sup>などがあり、本阿弥家の重要な内部資料として鑑定の拠り所にもなったと推測される。

一方、『豊臣家御腰物帳』は慶長五年～十八年にかけて豊臣秀頼が秀吉より受け継いだ刀剣とその贈答を記録した台帳であり、その写本が金沢市立玉川図書館や国立国会図書館（外題『大坂御腰帳』、登録名称は『大坂御腰物帳』）に所蔵されている。本阿弥光徳により作成され、片桐且元（一五五六～一六一五）が責任者として名を連ねる。

ただし、これらはいずれも名物刀剣のみを選んで書き並べたものではない。「享保名物帳」よりも遡ると考えられる名物帳として、本阿弥光悦の筆と伝えられる巻子がある。名物刀剣一七〇口の名称と寸尺を横に並べて記したもので、明暦の大火で失われたものが多数含まれる一方、大坂落城やそれ以前に失われた名物が含まれないことから、その成立は元和元年から明暦三年の間であると考えられている。<sup>(46)</sup> またその時期に本家の当主であった光徳の著した刀絵図に掲載されているにもかかわらず、本巻子には寸尺が空欄となっているものがあり、この巻子の製作に光徳は関係せず、光悦やその周辺の手になる可能性が高い。<sup>(47)</sup>

いずれにせよ、秀吉や徳川家といった天下人や、加賀前田家をはじめとする名だたる大名家の所有刀を目にすることのできた本阿弥家であるからこそ、多くの名刀を列記した「名物帳」の作成が可能であったのである。一方、鑑定の記録や、図入りで刀剣の特徴を示したもの

と比較して、名称や由来のみを書き上げた資料は、本阿弥家が鑑定するうえで自発的に編集する必要性の薄いものである。その編纂には誰かしら外部の要求がなければならぬであろう。「名物帳」においては吉宗がその役割を果たしたと考えられるが、辻田氏が提起された内容的な不整合についてはどのように考えればよいのだろうか。吉宗治政下のさまざまな動きを見ながら、そのなかにこの「名物帳」がどのように位置づけられるのか検討したい。<sup>(48)</sup>

## 二 八代將軍吉宗と刀剣

### （一）古式の復興と武芸奨励

享保元年（一七一六）八月十三日に將軍直下を受けた吉宗は、約三十年間にわたり「享保の改革」と称される幕政をおこなった。広く武芸を奨励したことも知られており、その逸話は枚挙に暇がない。まず、享保二年五月十一日、綱吉による生類憐れみの令の影響によりしばらくおこなわれていなかった鷹狩を実施し、その後、実に三十八度の狩猟をおこなった。<sup>(49)</sup> なかでも享保十一年に下総国小金原でおこなわれた猪鹿狩は大規模なもので、列卒三千、総数三万余りの人員が投入されたという。<sup>(50)</sup> 享保十九年、吉宗は長男家重の側衆渋谷隠岐守良信を召して次のように語っている。

我等が鷹野、鹿狩をなすも、一身の楽と思ふ者もあるべきなれどさにあらず。治世に武を講ずべきたよりと、下の利病をしようと、これより外有べからず。いかにとなれば、諸士の進退を指揮し、多人数をつかひ覚ゆるの益あり。また諸士に弓炮の技をもなさし

め、其精粗を差別し、物あたふるも、旗本ども武芸に怠らせじと思ふによればなり。又外様のものは、かゝる時ならでは、近く我顔色容貌をみる事もかなはねば、みしらせ置便宜もかぬるなり。

まして両番の士は当家功臣の子孫多く、我が手足ともなすべき者なれば、折々はちかづけて、なづくやうにとも思ふなり。

〔有徳院御実紀附録』卷二十〕

吉宗にとって鷹狩をはじめとする狩猟は遊興ではなく軍事教練であり、幕臣との結びつきを深める意図もあったのである。

狩猟に限らず、特に武士の能力として重要な弓馬については、あらゆる方向からその振興を図っている。二百年余り中絶していた射礼（弓場始）の復興には將軍就任前から意欲を持ち、弓矢に優れた藩士を召して試みていた。將軍になると、諸大名や有職故実家、寺社、弓術の小笠原家に伝わる古書を取り寄せて研究を重ね、幾度も庭中でこれを試みたという。やがて、その復原に成功し、享保十四年二月五日、吹上の御庭にてはじめて弓場始の儀式をおこない、以後恒例行事とした。流鏑馬の復活も同様であり、成島道筑信遍（一六八九～一七六〇）に過去の史料を集めた書をまとめさせ、調度なども揃えたものの完全な再現には及ばず、「騎射挾物」と名づけて、享保十三年、元文三年の二度にわたって高田馬場において挙行した。このほかにも笠懸、草鹿を諸家の記録を参考に再興し、実現はしなかったものの、犬追物の再興にも意欲を持っていたと伝えられる。このような古式の復興は、単なる儀礼的な意味ではなく、幕臣らの武芸を向上し、土風を刷新しようとしたものであろう。狩猟や儀礼だけでなく、頻繁に幕臣の弓馬術も上覧している。

自身も武芸を嗜んだ吉宗は馬自体に強い関心を持っていたことが次のような発言から窺える。

我彼郎（紀伊藩郎）にありしほど、何ひとつ不足と思ひし事もなかりしが、唯諸国より出る駿馬を、心のまゝに得て見まくほしかりしに、今は本邦の中はいふに及ばず、こま（高麗）、もろこしの産までもつなぎ置て、明暮思ふまゝに乘やしなふこそ、本意にかなへる心地すれと微笑ありしとん。

このころの幕府は盛岡・仙台両藩から御馬を購入しており、例年七～八頭であった購入数が吉宗就任後の享保元年から十三年まで約二倍に増加している<sup>52</sup>。見栄えを重視する風潮が広がるなか、おとなしく頑丈であれば馬体の形に構わず選定することや、鉄砲の音に動じないかを試すなど、実用に耐えうる馬が求められたという。一方で、下総国小金や佐倉、安房国嶺岡などの幕府直轄牧を再編成し、また、享保四年には白河藩から牝馬二〇頭、仙台藩から牡馬三頭を繁殖用に購入するなど、優秀な馬の生産と改良に取り組んだことが窺える。

吉宗の命を受けた幕臣近藤寿俊（一七〇四～一八四）は相馬地方（福島県相馬市）に赴き、馬の飼育や調教、治療の様子を見聞し、それを絵師岡本善悦（狩野豊久）に描かせた「廐坂図会」を献上したといい、その写本が馬の博物館に所蔵されている（図7）。馬の選定から馴致の方法、馬術の練習、削蹄や湯洗、焼印の押し方など、馬の飼育全般にわたり具体的な描写となっている<sup>53</sup>。

さらに吉宗は海外からも積極的に情報を手に入れようとし、騎射や馬術について中国やオランダからの技術導入や、馬そのものの輸入を





図7 「廢坂図会」模本（馬の博物館）

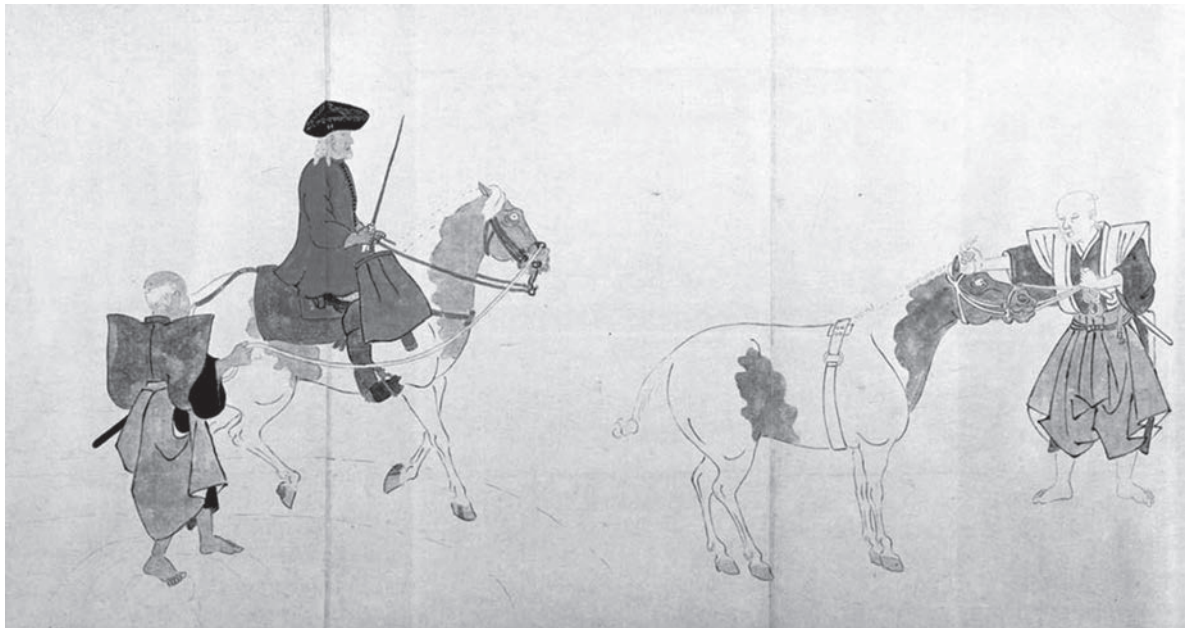


図8 「和蘭馬芸之図」模本（東京国立博物館）

図っている<sup>84</sup>。まず享保三年、中国の船頭に対して馬具と唐馬を持ち渡るように注文を出し、同五年に牡馬二頭、八年にも牡馬一頭・牝馬二頭がもたらされた。さらに馬術やその飼育、治療に詳しいものを求め、同九年に明代に著された馬医の書『元享療馬集』を取り寄せ、同十二年には唐商朱佩章にひきいられて弓馬に熟練した陳采若と沈大成、馬医劉経先が来航した。江戸からは馬役富田又左衛門が派遣され、馬の飼育や療治、乗方について知識を得た。

一方、オランダ人に対しても洋馬の船載を熱心に求め、享保十年から元文二年（一七三七）にかけて合計二十七頭を輸入している。享保六年には江戸へ上がったカピタン・デオダチに随伴していたヘンドリック・ライクマンに吹上馬場にて馬上で拳銃を撃つ技術を披露させ、同十一年には馬術師ケイズルに洋馬と日本馬へ試乗させた（図8）。さらに十三年、再来したケイズルから、長崎にいた前述の富田又左衛門が洋式騎馬法を習い、翌年にはケイズルを又左衛門とともに江戸へ召して廐舎や馬場の造営、馬術の教習をおこなわせた。同二十年にも来日したケイズルは、江戸にて斎藤三右衛門盛安らに洋式馬術を授け、療馬について伝授したという。この間に得た情報は又左衛門や通訳を務めた今村市兵衛英生らにより『阿蘭陀馬乗方聞書』、『西説伯楽必携』、『阿蘭馬書』、『紅毛馬書』などの書にまとめられた。

幕府の嶺岡牧では元文三年時点で、繁殖用の牡馬（種馬）一六頭のうち五頭、牝馬四八頭のうち二頭が「ハルシヤ（ペルシア）筋」となっており、洋馬輸入の目的のひとつが繁殖・改良にあったことが窺える。吉宗による一連の武芸奨励策は緩みつつある土風の刷新に止まらず、実際の運用を考慮に入れた実質的な改革であったとみられる。そのため、当時失われていた古式の復興とともに、さまざまな情報を

国内外から収集し、さらには海外の実物を輸入するなど、考えられるあらゆる方法を探り、強力に推し進めていったことがわかるのである。

## （2）由緒ある刀剣や武具に関する情報収集

吉宗は弓馬だけでなく、古い武器・武具に強い興味を持ち、実際に各家や寺社の収蔵品を実見したことが知られている。

武を講じさせ給ういとま、常に武器のたぐひ、いにしへぶりの物を、ひろくもとめさせ給ひしなり。

〔有徳院御実紀附録〕巻七

万機の御暇には、古き武器を広く御搜索あり。諸国寺社の什物まで、あまた召て御覧ぜられ、木様にうつされ、あるは紙にもうつしなどして御考の料に備へられぬ。

〔有徳院御実紀附録〕巻十二

享保二年正月十一日の祝いに、黒木書院において甲冑を飾った際、あわせて「本庄正宗の御刀」、「御幟」、「扇子半月の御馬印」を並べ、將軍家に伝わる家宝として譜代大名らに披露した。また同年三月には秀吉から家康に贈られた「十文字の鎗」、「菊桐の紋つきたる螺鈿の柄の鍔」など行列に携行する戎器を、六月十七日には紅葉山神庫に収蔵する家康、秀忠、家光三代の甲冑を黒木書院にて拝覧している。

その後、政治顧問として重用した酒井忠挙（一六四八〜一七二〇）に「をのが家に伝へしはさらなり、外にも慶長より前に恩賜せるか、または古より伝へたる器物見聞せし事あらば、しるしてまいらすべ

し」と伝え、それを受けて忠挙は先祖である酒井正親（一五二一—七六）が天正三年（一五七五）に家康より拝領した白旗と戎衣、忠世（一五七二—一六三六）が大坂の陣後に秀忠より下賜された羅紗の頭巾、右大臣就任時に賜った備前長光の刀、家康御成の際の一文字の刀などを上覧に供した。

以降、たびたび諸家に伝わる古い器物を召して上覧したことが『有徳院御実紀附録』巻七に記されている。享保十七年十一月十九日には京極佐渡守高矩が「後奈良院の宸筆二尊の旗一流」、「つかりの刀一腰」、家祖佐々木高綱が宇治川の合戦で騎乗した生暖という駿馬の轡を用いた鐔などを披露した。その際には、京極家の家人が用いる烏帽子が一般的なものとは異なり古風に見えたことについて下問があり、高矩は「先祖佐々木兵庫頭成頼が時より用ひられる烏帽子の製を、今もたがへず、歳首に太刀馬代を進献し、また御即位の時京都に奉る使は、いつもこの烏帽子を着するよし」と答えたところ、吉宗は「か、る古製をうしなはざりしこと貴き事なり」と賞賛したという。その二日後には交代寄合最上監物義章の家に伝わる「鬼切丸の太刀」と菊桐の紋をあしらった刀架を召している。さらに元文元年三月十三日には細川忠興が関ヶ原で着用した甲冑を、翌二年正月二十九日と三年正月七日には本多家に伝わる品々をみている。

また中務大輔忠良のほど命かうぶりしをもて、先祖中務大輔忠勝が冑、蜻蛉剪の鎗、吹貫并に出し、美濃守忠政、中務大輔忠刻が具足、指物竿、監物政信が冑、家人が蔵せる東照宮の御羽織、豊臣太閤の冑、その外庶流に伝へし戎器までを御覧に備ふ。

〔有徳院御実紀〕元文二年正月二十九日

この日、本多中務大輔忠良がうけたまはりにて、支封本多越中守忠知が家に伝へたる先祖忠勝が刀、矢鏃、また長門守忠央が伝へたる同じ兜を御覧に備へ御感あり。よて御覧を経し上は、ことさらにこゝろ入て秘蔵すべき由仰下さる。

〔有徳院御実紀〕元文三年正月七日

この時、吉宗は「ことさらにこゝろ入て秘蔵すべき由」との言葉を掛けたという。これより前、享保二十年三月十七日に医官今大路道三親頭の家に伝わる「東照宮以来代々御筆の書画」、山名因幡守豊就の家に伝わる「錦の旗」を見た際にも、「此後いよいよ心いれ秘蔵すべし」と言っているように、由緒ある名品が後世まで伝わることを吉宗は望んでいたであろう。

刀剣に関しては、享保三年九月十七日、旗本伊勢貞益（有職故実家として知られる貞丈の父）の家に伝わる朱雀天皇から賜った「小烏丸の太刀」と足利尊氏から拝領した甲を上覧しており注目される。さらにその六日後には本阿弥三郎兵衛を京都に派遣している。

この日本阿弥三郎兵衛をして京にいたらしむ。これは其家に東照宮よりあづけたまはる粟田口国綱の御刀と鬼丸の御太刀御覧あらんとて、こなたにもち参るべきためとぞ聞えし。

これは本阿弥家が家康より預かった「鬼丸の御太刀」（鬼丸国綱）を取り寄せるためで、閏十月十一日にはこの二口をもたらしした褒賞として銀二十枚が下賜されている。この太刀が本阿弥家に預けられた事情

はいくつかの史料によって伝えられている。

楠正成最期には鬼切丸国綱、此御太刀は御崇り有之、これによつて秀頼公本阿弥に御預け置被成しなり。大坂落城の後権現様へ光室差上げれば、太閤より御預り被成し太刀なれば、其ま、家へ置候へ、との上意にて、今に於て家の宝物なり。

〔本阿弥行状記〕第五八段

公方昌山（足利義昭）に三つ宝剣あり。二つ銘、これ兩作なり。二人の秘密にて本阿弥あらはに不云。鬼丸、これは粟田口国綱なり。大伝太、これは名のりは光世と云ふ。秀吉公の仰に、吾天下をしる故に、諸方より家々の宝物をあぐる。然るに昌山は、右三つの内一つもあげず、その心は再び天下を取んなど、云志あるとみえたぞと、かげにて仰を伝聞を、それで三つながらあぐる。さてあがりてから、秀吉公の御心もちにあしき事あるによりて、二つ銘はあたごへ御奉納、鬼丸は本阿弥へ被下、大伝太は加賀の黄門に被下。鬼丸をば関ヶ原御陣の後、本阿弥家康公へ上る。されども家のものとして返し下さる。又台徳院（秀忠）の代にあぐる。家康公御受用なきものを召上らるべき子細なしとて、又返し下さる。それにもはや台徳院薨の後は、大猷院さま（家光）へあげもせず、今家にあるなり。

（黒川道祐『遠碧軒記』巻下之三）

豊臣秀吉は足利將軍家にあつた「二つ銘」、「鬼丸」、「大伝太」という三口の宝剣を手に入れたものの、やがて不吉であるという理由で「二

つ銘」は愛宕神社、「鬼丸」は本阿弥家、「大伝太」大伝多三池）は加賀前田家に下賜された。大坂の陣の後、本阿弥家から家康へ献上したが返され、後を継いだ秀忠も受け取らなかつたため、そのまま本阿弥家に所蔵されることとなつたと伝えられる。

なお、この三口の宝剣のうち、愛宕神社に奉納された「二つ銘」とは、「享保名物帳」（第Ⅱ類）に掲載の「二ツ銘則宗」であり、ここには奉納後の逸話が詳しく記されている。それによると、正保二年（二六四五）正月二十三日、愛宕神社は火災に遭い、この太刀も失われたものと思われた。しかし二十五日になって丹波一の鳥居原というところで勅封された箱に入ったまま発見されたとして、農民らが愛宕山へこれを持参したという。それ以来、中身を見た者はなく、本阿弥光甫が京都所司代板倉周防守を通じて拝見を願つた時も愛宕神社に断られた。

享保四年十月、吉宗は本阿弥三郎兵衛（光忠）、同光通、同四郎三郎の三名を召し出してこの太刀について尋ねたものの、彼らは作者について何ら情報を持つていなかった。そこで京都へ問い合わせたところ、銘には「則宗」と有るといふ回答を得た。

このとき京都所司代松平伊賀守忠周は愛宕神社に「二ツ銘則宗」を持参させ、本阿弥光盛に調査させようとしたが、刀身が錆び付いているのか鞘から抜けなかつた。そこで光盛はあらためて鞘師を伴つて参上し、いろいろ工面することで無事に刀身を抜くことができた。錆はついていなかったが、柄が割れていたという。翌日から三日間をかけて絵師に模写させ、銘は光盛が写し取つた。あわせて刀身の木形と拵えを製作し、光盛によって研磨もおこなわれた。<sup>56</sup>

吉宗はそのほか甲斐雲峯寺、鶴岡八幡宮、鞍馬、興福寺、金御嶽、



藤森、富士浅間、誉田八幡宮、鹿島、諏訪、熱田、春日、出雲日御崎、伊勢朝熊、吉野、熊野、伊勢太神宮、大和法隆寺などからも神宝寺宝を召し寄せたと伝えられる。甲冑師・春田故明は享保七年、吉宗の命を受けて西国の寺社から農家に至るまでの所蔵する古武器を探索し、さらにこれを描き写して献上したことが、このとき見出して筆写した『柔皮染法』（原本・永和三年（一三七七）の奥書に記されている（早稲田大学図書館））。

去壬寅年、台命を奉り西諸州の神祠仏閣よりして農商の家に至まで各蔵る所の古武器を探閱しこれを図画して官府に進む。時に褒賞を賜ふ。曾て探閱の際和州高市郡の民家にして此書を得たり。

何人の記する所を知らず。其首一張紙腐爛し文字泯滅してた、皮染法の三字及び諸色滑革染法の六字を読むべきのみ。又其染具の凶朦朧としてま、弁すへからざる処あり。依て古法を考へ且城州肥州の染韋家に需て染具の制を窺ひ、此図に相合する所ありて取へきものは其器を以て図を補ひ全ふし、再びこれを縮写して一編を成し以て後世に伝ふと云。

享保八年癸卯十一月 官工函人 春田故明（花押）

此書家先良齋居士の伝る所にして事は前の自記に審なり。今これを校正して朱を以て聊傍訓を加へ伝て知り易からしめんとす。

寛政二年歳次庚戌三月 官工函人 春田永年（花押）

吉宗にとって古器の上覧や記録の目的は「これら皆其製を写し、造作の本とせられしとぞ」（『有徳院御実紀附録』卷十二）とあることから、新規に製作する場合の参考とするためであった。しかし、「諸国

の寺社に蔵めし刀剣の類、多くめして御覧じけるに、神仏にさ、げたるは多く贗物のみにて、真物はかぞふるほどならではなかりしとなり」（『有徳院殿御実紀附録』卷十七）とあり、参考とすべきものは必ずしも多くはなかったようである。元文頃にはその成果として古様の甲冑や太刀を製作させている。

元文の頃殊更御心をいれ給ひて御鎧を製せらる。凡当家にて古様の鎧を用させ給ひしは、大猷院殿と公のみなり。直垂、太刀差副も皆古様に製し給へり。先に諸国より進らせし古器を、ひろく御参考ありし上にて、猶御斟酌ありて作らせ給ひしとぞ。

（『有徳院御実紀附録』卷十二）

久能山東照宮博物館が所蔵し吉宗所用と伝える「紺系威鎧」（図9）は鎌倉時代の様式に倣った大鎧で、春田故明によって製作された。兜には元文元年（一七三六）の墨書銘があるといひ、<sup>36</sup>『御実紀』の伝える逸話とも関連があるう。江戸中期以降には中世の様式に則った復古調の甲冑が流行する。<sup>37</sup>新井白石や伊勢貞丈、松平定信らによる故実研究の高まりがその要因に挙げられるが、吉宗の古物調査と甲冑製作が重要な契機と考えるべきであろう。

一方、刀剣に関して、吉宗は將軍に就任してすぐに、『鍛冶銘尽』を取り寄せて閲覧していることが『幕府書物方日記』からわかる。その記録によると借り出した期間は享保元年十一月十六日～十二月十五日、同年十二月二十四日～二年六月五日、四年七月六日～六年三月十二日の三回であり、二回目は約半年、三回目は一年八ヶ月以上にわたる長期間となっている。現在、内閣文庫に所蔵される『鍛冶銘尽』（図



図10 『鍛冶銘尽』写本（国立公文書館）

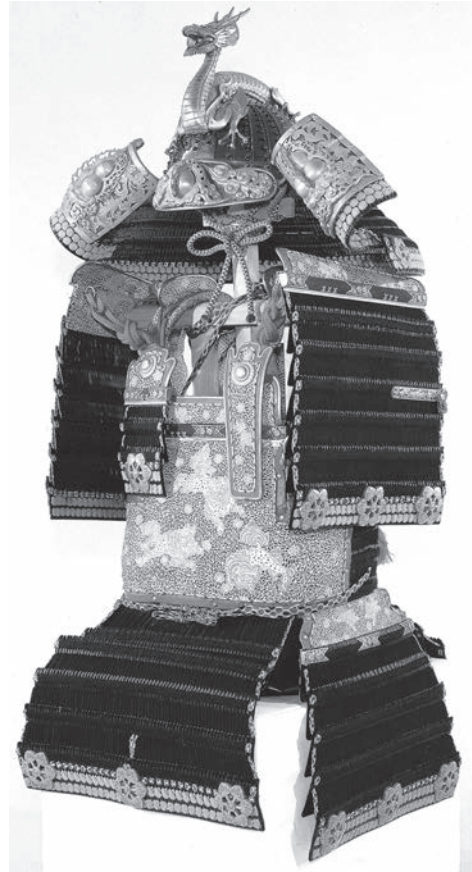


図9 紺糸威鎧（久能山東照宮博物館）

10)には永禄七年(一五六四)十一月二十五日に筆写したとの奥書を有する。文化から天保頃にまとめられた將軍家の紅葉山文庫の目録『重訂楓山御書籍目録』中に「鍛冶銘尽 永禄写本 一冊」とあることから、本書が吉宗の見ていた『鍛冶銘尽』である可能性が高い。原本は文明十五年(一四八三)三月に赤松家臣の難波(田使)行豊が著した、いわゆる能阿弥本の「銘尽」である。国ごとに刀工の名前や茎の図、作刀の特徴などを記した書であり、座右に置いて鑑刀や情報収集の参考にすると推察される。

また吉宗のもとでの刀剣に関わる重要な出来事として、享保二年における『継平押形』作成が挙げられよう。西尾市岩瀬文庫に写本が収められており、その奥書には次のようである。<sup>39)</sup>

右巻物十卷ハ、兼々古代之名作共ヲ見覚置度心願ニ付、御物御刀脇差拜見仕度奉願候処、御免許被成下候ニ付、日々登城仕拜見仕候処、尚又心覚之タメエカタ仕置度儀奉願候処、勝手次第タルベキ旨蒙 上意、二部写取之一部献上仕候処、職分出精之餘勢一段ニ被思召候旨、將軍吉宗公之蒙 上意、時服三ツ為御褒美拜領之畢、

享保二丁酉歳六月 藤田近江守藤原継平判

近江守継平(生没年未詳)は越前下坂派の刀工・康継の門人であった父の跡に二代継平を襲名し、江戸神田で作刀した刀工で、通称を与右衛門という。継平は古い名刀を見て研究したいと思ひ、將軍家所蔵の刀脇指の調査を申請したところ許可が下りたので、毎日登城して拝見していた。さらに勉強のため絵形に写すことを願ったところ、將軍

の許しが得られたので、これを十巻にまとめて二部を写し取り、一部を献上した。吉宗からは労をねぎらう言葉があり、褒美も拝領したとのことである。

吉宗は家臣に褒美として器物を与える際にもそれを秘蔵することを戒めるなど、実用を重んじたことはよく知られている

渋谷隠岐守良信に螺鈿の鞍、土岐大学頭朝澄に泥金の鞍たまひし時、すべて世に名高き器、または恩賜の品などは、誰も秘蔵して用ゆる事なし。さすれば無用の器物なり。器は用をなすためなれば、今与ふる鞍秘蔵すべからず。常々用ゆべきなりと仰ありければ、兩人共番にいづる時も、常にこの鞍をかけしとなり。

〔『有徳院御実紀附録』巻二十〕

秘蔵して用いることがなければその道具は無用の長物であると述べており、このような考え方はすべての根底にあると思われる。武器や武器についても単に古い伝世品の情報を集めただけではなく、それを製作に生かすことが重要であった。

### (3) 新刀の奨励

吉宗の刀剣に対する考え方を知るうえで、『有徳院殿御実紀附録』巻十二の次の記述は重要である。

ふるき名匠の製したる刀剣は価も貴ければ、世にも人にももてはやされて、至宝となる事なれども、実は其用の利鈍に在て、価の高下にかゝるべきにあらず。されども世人専ら古刀を貴ぶの弊

ありて、新製は利刀にても、好む人少きに至れり。享保四年万石より上の人々、領知の内に住ぬる刀工の事を御尋あり。その中に殊に精功なるをえらびて奉るべしと仰下され、鍋島加賀守直英より播磨忠国、(中略)松平(前田)加賀守綱紀より近藤金行等の新刀を奉る。其他の刀も聞えあるかぎり、二百七十七人の姓名を注して奉る。其中にも松平(島津)薩摩守吉貴が封内の刀工玉置小市安代、宮原正清をめされ、濱の御庭にて新刀をうたしめられ、さきざき例ありとて、小市は主馬首、正清は主水正に受領せしめられる。松平(鍋島)筑前守継高が領地の刀工信国重包も府にめされ、御刀三口、差添二口を鍛ひて奉る。御差添は不動国行の刀を模されしとなり。此外奉行所よりも隸下の刀工にうたせて進覽し、京よりは助宗、久道、河内国よりは輝邦、当国多摩郡よりは康重、利長、国重、宗重、その子藤五康重等の刀を奉る。同処の工安国父子は、このさきにも命ありて、うちて奉りしなり。

名匠の製作した古刀は価格が高く世間でも珍重されているものの、必ずしも新刀に比べて切れ味が鋭いとは限らない。しかし多くの武士は前者をもてはやし、いくら利刀であっても新刀を好む者は少ない。古く由緒あるものを尊ぶだけでなく、むしろ新刀を奨励する考えを持つていたことがわかる。享保四年、吉宗は老中久世大和守を通じて領内に居住する刀鍛冶の名簿を提出するよう大名に下知した。

享保四己亥年十一月三日

將軍吉宗公命有久世大和守於宅諸家へ被仰渡御書付

覚

一、領分之内に居候打物仕候鍛冶何人程有之候哉、人別に名書付可被差出候、此内誰々は別て打物仕候と有之儀、附札に成共可被差出候事

一、右鍛冶共之内、当時打物細工ははやり不用申候得共、此内誰々は家筋にて古来より作之筋目にて今以打物仕家業致相続有之候と申儀、是又附札成共書付可被差出候事

以上

享保五年酉三月廿五日於同人宅被仰渡御書付

覚

一、領内有之鍛冶の儀、最前相達候書付被差出右書付の内にては能打候と存候鍛冶打候刀脇差の内一腰可被差出候

一、右書付の内難差別仕鍛冶兩人有之候は一腰宛両腰可被差出、

同は老人之作壹腰差出候様可被心得候

一、右者当時打物仕居申候鍛冶打置候道具の事にて候、鍛冶の手前に不有合候はば打置候を才覚候て可被差出候、新規に打立候に不及候、

以上

〔『享保調刀工名簿』国立国会図書館〕

これによると、享保四年十一月三日、領内に住む刀鍛冶の名簿を提出し、そのうち特に優れる者は注記をすること、また、現在は作刀していない者でも由緒正しい系統の者は記載することを命じた。さらに翌年三月二十五日には、提出した名簿で注記した優工の実作品を一口提出することを指示した。その際、優秀な者が二人いて決めがたい場

合はそれぞれ一口ずつを提出すること、またその刀は新たに作る必要はなく、もし刀工の手元がない場合は以前に製作したものから都合するようにとある。同様の命令は江戸、京都、大坂の各奉行所にも通達された（『憲法編年録』）。

この指示に基づいて実際に各大名から刀鍛冶の名簿が提出され、その人数は二七七名であったことが国立公文書館、国立国会図書館、静嘉堂文庫などに所蔵される『享保諸国鍛冶御改』（あるいは『享保調刀工名簿』）の写本によってわかる（図II）。各藩の対応もいくつかの史料から見て取れる。たとえば『細川家記続編』宣紀乾九（東大史料編纂所）には享保四年十二月十六日に提出した名簿が記録されており、ここには十名の刀工だけでなく、すでに廃業している者の一覧も含まれている。また、上杉家も通達に基づいて名簿と作刀を進上したことがわかる。

去年十一月、米沢鍛冶名目書出すへき旨老中告達に付て、羽州米沢城下町小林孫六行広、同助六、右者美濃国関之伝にて、祖父以来の鍛冶の由御届の処、今般行広作一腰差上へき由告達に付、二尺四寸の刀白鞘箱入にして久世邸へ差出さる。銘は小林孫六行広と記す。

〔『上杉家御年譜』吉憲公御年譜卷十六〕

享保五年四月二十二日条

米沢藩では城下町に居住する二名を届け出たうえ、そのうち小林孫六行広の製作した二尺四寸の刀を白鞘および箱に入れ、久世大和守に差し出したという。

加賀藩の『政隣記』（加賀藩史料六）享保五年二月十日条には「年内



松平記前  
 右助ふまぬはは為りし一萬石三孫守勝は二勝打  
 上〜存し自河原は一勝石高國行し法形し由  
 写し切物のは〜由る國行し所は信長七  
 二日松平記前より「領事」様  
 信國源兵衛包次  
 権三兵衛守次  
 権次守勝  
 冬廣  
 村田権右衛門  
 志津又と度  
 信國平四郎  
 安清少左衛門  
 信國助六  
 信國源兵衛包次  
 権三兵衛守次  
 権次守勝  
 冬廣  
 村田権右衛門  
 志津又と度  
 信國平四郎

図11 『享保調刀工名簿』(国立国会図書館)

久世大和守殿に而被仰渡候御領國中刀鍛冶人別書付、從金沢到来、入  
 御覽、則大和守殿へ聞番持参之写」として、金沢から江戸藩邸へ届い  
 た「領國中刀鍛冶人別書付」の写しを掲載している。それによると「加  
 賀国金沢致居住打物仕候鍛冶」十六名を挙げたうえ、「此外打物仕候  
 鍛冶無御座候」とあることから、領内すべての刀工を挙げたことがわ  
 かる。さらに加賀藩の家老・今枝直方(一六五三〜一七二八)の著し  
 た『壬寅妄志』には詳細な状況を伝える記載があり、長くなるが引用  
 しておく。

一、享保六年諸国の鍛冶共の細工を上覧有べきとて被召之。御用  
 に付て態と造らせて上るには不及也、出来たるを上げよとの事に  
 て、当国にても吟味の上に、兼若、勝国が打物あがる也。当時勝  
 国が打物の中宜は、奥村内記所持の器也とて是に究り、兼若は此  
 方に造らせ置たるが上々として、無銘物なりしを俄に銘等を切付  
 て出す。此刀は土段切十度の余なし、段々ときたる故に、中々  
 三四十年已来に打たる物の様には見えざる器也。尤家伝の通に、  
 金子をくはへ鍛て、何ヶ度鍛誤り仕損じても不苦、存分の儘にせ  
 よとの云付故に、終に公用の時も不為鍛故、太甚出来も吉、一度  
 ならず二ヶ度上る。二度目には瑾(瑕)有ても不苦なり、丈夫な  
 るとて、前田近江守所持、絹川源左衛門等の道具も上り、已上四  
 腰上覧に入由也。此事に付て、密々本阿弥十郎右衛門《光山が孫  
 此に誌す。七月九日と十月廿二日との書也。七月の書面は愚一人  
 可見と書て申越たるは、先日より同名三郎兵衛、同四郎三郎、同  
 光通、同六郎右衛門等、毎度御本丸御白書院御上段の下へ被召

出、新身の御僉議有之。但鞘を紙にて張、柄をぬき申事ならず。何れの国何れの作と云事も不知。此通にて本阿弥共一人宛を被召出で、一二三の位付を被仰付に、大方同事に見分したる由。右之内黒田筑前守より上りたる御刀、何も最第一と申上たる旨也。光通は彼家へ出入する故見知、其余の同名共は一人も不知と也。《初て見之云々》最無類の物、刀の作りも丈夫にて、恰合も随分にて能して、出来は逆乱(凶略)如此物と云々。諸大名より上りたる新身なれば数多たるべきに、漸十腰出る。是は上の御心に応じたるのみを被出たるが、此内に勝国は有て、兼若は不出と也。是は三郎兵衛も光通も不審すと也。恰合がよわくして丈夫になく、作り御意に不応の故かと也。御すきは重も能、刃は弘く、丈夫に恰合宜しく、大出来を被好と也。其御風には御国物是不叶筈也。御好の中心は、先細に棟も丸く、棟先はなりを付、たとへば峯の丸きは如此、常々の丸峯と云より宍多くするが吉。兼若も各見分には上と思へど、御好の風に非ざる故に、十腰の内を外れたると存云々。此御詮議御隠密とはなけれ共、此内は御白書院より大広間への道は御しまりに成て、表方の者は一人も其辺へ寄付事もならぬ故に、御密々の方と聞ゆる故、同名共も口外を憚の間、必他聞に不及様にと云越也。十月の文には、兼若今は予が扶持の事を知居る故に、同名共え頼置、両作の内別て兼若事首尾能様にと云談すと云々。

加賀藩では勝国と兼若の刀剣を進上することになり、前者は奥村内記が所持する刀、後者は直方が作らせておいた無銘刀に急遽銘を切らせた。さらに前田近江守、絹川源左衛門の刀も含め四口を上覧に入れ

ることになった。本阿弥十郎右衛門からの密々の書状によると、本阿弥家の面々が江戸城本丸白書院にて各藩から進上された刀剣を審議したという。その際には鞘が紙で覆われ、柄も抜かず茎が見えなかったため、それぞれがどの藩の刀工による作かはわからなかった。十郎右衛門らはそれぞれ一〜三の順位を付けたが、みなほとんど違いはなく、最も良かったのは黒田筑前守から進上された刀剣であった。結果、すべてのなかから十口が選出され、勝国は入ったが、兼若は入らなかった。これには本家三郎兵衛、光二家の光通ともに不審がついていたが、厚みがあり身幅も広く、丈夫で見栄えする「大出来」を良しとする吉宗の好みに合わなかったのではないかと推測し、気に入られるような造りを提案している。兼若は前田家の扶持を受けているため、よい結果になるよう取りはからうともあり、それぞれの藩の威信をかけて対応したことが窺える。

吉宗は献上された刀剣を見るだけでは飽き足らず、実際に刀工を呼び寄せて目の前で作刀をおこなわせてもいる。諸国の刀工を調査する以前、享保四年七月にまず江戸居住の刀工二名を濱御殿において鍛刀させた。

こたび刀工法城寺康定、下坂武蔵太郎安国に命ぜられ、濱園にて刀剣を作らしめらるゝにより、少老、御側、小納戸等に、そのことつかさどるべしとて、御みづから命じ給ふ。また交代寄合戸川玄蕃達富刀剣のことにくはしかりしかば、さらに命ありて此事にあづからしむ。

〔『有徳院御実紀』享保四年七月二十八日条〕

続いて通達によって諸大名から提出された刀剣の審査で優工とされ、薩摩の玉置小市安代、宮原正清、筑前の信国重包が召し出され、濱御殿で作刀している。薩摩藩士得能通昭がまとめた記録『西藩野史』巻十九（宝暦八年（一七五八）序）には次のようにある。

去年（享保五年）冬、吉貴公薩州の鍛匠宮原正清《清右衛門と称す。鹿児島の人。丸田惣右衛門正房が弟子也。正房鹿児島の人、其祖丸田備後守氏房と称す。天正年間濃州関に至て鍛匠を学ぶ。数世をへて伊豆守正房に至り、初て相州正宗流を学ぶ。相つたへて惣左衛門正房に至る。名誉たかし》、玉置安代《小市と称す。薩州給黎の人。其祖中村一平安貞、後山城守と称す。初波平安行が門人、後正房に学ぶ》に刀を造らしめ將軍に献す。於是將軍二人を東武に召す。二人營に登て有司に謁す《是を御腰物奉行と云ふ》。有司宝刀四柄《正宗二柄、貞宗一柄、郷則重一柄》を示して曰、是官の重器なり、有司にあらんは本阿弥も見ることあたはず。二人謝して退く《二人四度營に登る》。命を奉じて二匠濱御殿に至り刀を造て献す。將軍これを賞し、正清を主水正、安代を主馬首に任ず。銀《各十枚》を賜ひ、葵を刀に彫刻することを免さる。（下略）

これによると享保五年の冬に濱御殿において実際に作刀をして献上し、正清は主水正、安代は主馬首を受領し、さらに製作した刀剣への葵紋の刻銘を許されたという（口絵4）。

翌年、筑前の信国重包も同じく濱御殿において鍛刀し、製作した刀剣のうち出来の良いものには一ツ葵紋を鍔下に刻むことを許可され

た。『黒田新統家譜』継高記二にはその前後の状況が記されており、具体的に何がおこなわれたのか詳しくみてみよう。<sup>②</sup>

まず享保四年十一月三日の通達を受け、十二月二十五日に刀工六名の名簿を久世大和守へ提出した。さらに翌年三月二十五日の通達により、五月二十五日に重包の刀一口を差し出した。その後、九月十六日にも刀一口、脇指一口を提出したところ、二十八日、戸田山城守より重包を江戸へ呼び寄せるように要請があった。そこで十二月十七日に重包は筑前を出立し、年が明けて正月二十八日に江戸へ到着した。二月十日、藩の留守居である長岡七郎太夫に伴われて登城し、腰物奉行三宅弥市郎、小姓田沼仙左衛門、小納戸桑原権左衛門らから先祖や刀剣の事について質問があり、重包の答えは筆記された。翌日、再び腰物役所に呼び出された七郎太夫は重包が召出された理由について次のように言われる。

此度召れし訳は、諸国より指上られし刃物とも、段々御詮議これ有処、信国名人に極り候と、上にも思召れ候。近代新身すたり、諸国名人の筋も多くこれ有候らへとも、領主も打捨置る、故にや、只今良工なし。其御国に於ては、捨置給はず、段々打物も仰付られ候故に、か様の名譽の者も出来候と思召され候らへは、其御許にも御本望に思召さるへし。然ればか様の名人を其儘にさしをかれなは、其名外にも聞ゆまし。当地に召れ候らへは、其身の譽れ諸国打物鍛冶の規模にもなり、脇々の励にもなるためと思召る、事に候。

近年は新刀が廃れ、各地に名工の流れを汲む者はいるものの良工は

いない。福岡藩ではきちんと刀剣を作らせていたために、信国(重包)のような名工もあらわれたのだろう。このような名人をそのままにしておいては、名声は伝わっていかない。江戸に召出せばその身の名譽は各地の刀鍛冶の規範にもなり、まわりの者の励みにもなると、優れた刀匠にしかるべき名譽を与えることで、新刀の鍛冶を奨励しようとした吉宗の意図が述べられる。

その後、重包は再び江戸城に呼ばれ、正宗、名物「二ツ銘則宗」、「不動国行」を拝見する。腰物方からは、正宗を摸して作刀すること、「不動国行」のように刀身彫刻をほどこすことを求められる。重包はそれに対して、正宗の刀身の形は真似できるが地鉄の色は難しいこと、彫刻は可能であることを答えた。そこで、二尺五寸の刀と一尺八寸の脇指を鍛えることとなった。

三月十五日、濱の御殿において鍛刀をはじめ。その場には三宅弥市郎、田沼仙左衛門、桑原権左衛門と腰物番の飯室宇右衛門、さらには本阿弥家の三郎兵衛と又三郎、研師の木屋常三が列席し、皆目を驚かせて褒め称えたという。弥市郎からは一度見ただけでは難しいだろうと手本となる正宗の刀を渡され、また「不動国行」については焼き直しのため刃文がわかりにくいことから絵図が添えられた。

四月二十一日、刀三口の焼き入れが行われた。翌日、腰物番の神尾五郎三郎が重包の小屋を訪れ、田沼仙左衛門に見せるために刀を持ち出し、夜に小屋に持参して詰めていた植木貞右衛門に渡した。二十八日には再び五郎三郎がやって来て、別に「若狭正宗」に似せた刀と来太郎国行に似せた脇指それぞれ一腰ずつ焼き入れすることを命じた。五月一日に脇指四口と刀一口の焼き入れを行い、翌日にはそのうち刀一口、脇指二口を五郎三郎が江戸城へ持参した。

六月二十五日、三宅弥市郎より呼び出しがあったため、翌日、長岡七郎太夫は重包を連れて登城し腰物部屋を訪れたところ、腰物方の面々のほか、本阿弥三郎兵衛、同六郎左衛門、四郎三郎もいた。今回製作した刀剣のなかから、相談してしかるべきものを選ぶようにと言われ、刀三口と脇指二口を選び出し、その後、求められていた刀身彫刻もほどこした。

それから約半年後の十二月二日、戸田山城守より一通の書付と葵一葉の絵形を渡される。その書付には、以後出来の良い作品には鑑下に絵形の通り葵紋を彫刻することを許すというものであった。二十五日、御用を勤めたことにより城代組に加えられた重包は、二十九日江戸を旅立ち、翌年の春に筑前へ帰着した。五人扶持を賜り、同八年にはさらに切米十五石を加えられたという。<sup>63)</sup>

吉宗はこれ以外にもたびたび新刀の製作を命じており、場合によっては濱御所に刀工を召して作刀させていることが『有徳院殿御実紀』や『柳営日次記』から窺える。享保六年十二月朔日、紀伊国の九社に奉納した太刀製作にあたった腰物奉行と刀工下坂市之丞、国正源兵衛に褒賞があり、八日には命によって新刀を打ち献上したことにより石堂甚平に生涯月俸五口を賜っている。さらに二十日には「濱御庭にて新刀うち立の事司どりし腰物番等に賞行はる」とあることから、この頃盛んに新刀製作を命じたことがわかる。

享保八年五月二十八日、日頃の勤労を賞して腰物方鳥居数馬包房に「ささきのとし濱園にめしてつくらしめられし国正の御刀一腰」を下賜し、同年七月二十八日には長男長福君(のちの九代將軍家重)に騎馬を教えた褒美として、近習番小笠原弥太郎義峯に新しく造った刀剣を賜るなど、幕臣への褒美として積極的に新刀を利用した。



享保十三年、吉宗は寛文三年（一六六三）に四代家綱がおこなって以来六十五年間絶えていた日光社参をおこなう。このとき、東照宮に奉納する太刀も濱御殿で製作させている。

また濱園にて日光山御宮に推薦の御太刀をつくらしめられしに、その製造御けしきにかなひければ、腰物奉行松平伝七郎乗明、三宅弥一郎徳恩に、各時服二たまひ褒せらる。所属の番士及び刀工を始め、これにあづかりし諸工には、そこばくの賜物あり。

（『有徳院殿御実紀』享保十三年四月二日条）

作刀したのは下坂市之丞と国正源兵衛であり、本阿弥三郎兵衛も研ぎを行っている。

享保十七年閏五月十四日には京都から近江守久通を召し、江戸城吹上御苑にて実際に「焼刃渡」を上覧したといい、長期間にわたって刀剣製作に強い興味を持ち続けたことがわかる。

『行状記』には「享保年中上様御吟味にて被為仰付候新身刀鍛冶」として津田越前守助広、一条国広、井上真改、長曾根興里入道虎徹、一竿子忠綱、般慶を挙げており、慶長以降の新刀について吉宗の主導により整理と評価がおこなわれたことが窺える。享保六年、新刀についてまとめたはじめの刀剣書である『新刃銘尽』が講釈師・神田伯龍子により刊行されたのも、この一連の動きを受けてのことだろう。

## おわりに

古来、日本では刀剣をはじめとする武器に固有の名称を付けて呼ぶ

ことがあった。『古事記』や『日本書紀』を紐解くと、伊邪那岐命がかぐつちのかみ迦具土神の頸を斬った「天あめのおはばり之尾羽張（伊都之尾羽張）」、速須佐之男命やまたのおおちが八俣大蛇を退治した「蛇おちちの籠正（蛇の韓鋤）」、その際に大蛇の尾からあらわれた「草薙劍くさなぎのつるぎ（天叢雲劍、都牟刈の大刀）」など、その性格を示す形容詞が付けられた刀剣を見出すことができる。藤原摂関家相伝の太刀「小狐66」をはじめ、平安時代以降も特別な名称を冠せられた刀剣の存在が知られる。鎌倉末期から室町時代にかけて、刀工への関心の高まりから「銘尽」と呼ばれる刀工一覽が作成されるようになり、『太平記』をはじめとする軍記物に「髭切」「薄緑」「膝丸」「拔丸」などの太刀が登場するなど、名物刀剣への関心が高まったことが見て取れる。<sup>67</sup>

幕府の公的な記録には本阿弥家が「名物帳」を編纂し、これを献上したとの記述は見当たらない。その証明は困難であるものの、各地に伝わる古武器類の情報を集積しようとした吉宗の一連の行動を見ると、名物刀剣の全貌や所在についても本阿弥家から情報を吸い上げたことは想定できる。ただし、その目的は新たに製作する武器に生かすことであり、「名物帳」はその材料のひとつに過ぎなかった。つまり、將軍の命を受けた本阿弥家が大家をはじめとする所有者を大々的に調査して新たに編纂したのではなく、情報のほとんどは家職上それまでに有していたものであったと推測される。幕府への献上を疑問視する辻田氏と結論を異にはするが、「享保名物帳」のみを神聖視することに異を唱えるのには賛同できる。<sup>68</sup>

名物刀剣と吉宗の関わりについて、興味深い史料が黒田家の記録にある。

是より先江戸に於て、御腰物方三宅弥一郎、当家の留守居を呼、黒田家に伝る岩切と言刀、上様聞召及はせられ、いかなる故に岩切と号しや。寸尺いか程有や。作ハ何なるや。何れの代より持伝へらる、や。委く書付出さるへし。又外に異名ある刀あらハ、是又書付出さるへき由申さる。然るに此岩切の刀ハ、光之の代に求められしか、其出処定かならず。岩切と号し子細も分らされハ、其趣を申出、外に城井兼光・碓切・安宅切・圧切と云刀所持せらる、由を申出ける。其後弥一郎より謂れ書を見度よし申されける故、十一月廿七日書付を弥一郎の許に出しける。

〔黒田新統家譜〕卷二十二 継高記 享保十二年十月二日条

腰物方三宅弥一郎は黒田家の留守居を呼び、吉宗の命令を伝えた。それは「岩切」という刀について名称の由来や長さ、作者、来歴を詳しく書いて差し出すようにというもので、さらに、他にも異名のある刀があれば同じく記すようにというものであった。黒田家は「岩切」については三代藩主光之（一六二八〜一七〇七）の代に購入したもののそれ以前の来歴は分からず、号の由来も不明であると回答した。また、この他に「城井兼光」、「碓切」、「安宅切」、「圧切」という刀を所有していることを伝えたところ、詳しく由来が知りたいということであったので、十一月二十七日に腰物方のもとへ提出した。その書付は次のようなものであった。

覚

一 備前兼光 式尺式寸三歩

松山兼光と申、黒田筑前守長政所々陣中に指候由、天正十六年

豊前国於仲津城、城井中務鎮房を筑前守長政此刀にて切殺候。其以後城井兼光共申候事。

一 碓切 作不知 壹尺九寸壹歩

朝鮮陣の時、筑前守長政高麗人と於船中相戦、敵碓の下にか、ミ候を、ためらハす打懸、碓の爪先共に敵を切落、刀聊にふれ申さず。是より碓切と申候事。

一 安宅切 祐定 式尺式歩

天正九年十一月、黒田勘解由孝高、阿波より淡路え渡海、三好之一族安宅河内守居城由良の城を攻、安宅没落候由、安宅河内守世二聞え候剛強之勇士二而候を、勘解由孝高自身討取たる刀二而候故、安宅切と名付置候事。

一 圧切 長谷部 式尺壹寸四分

信長公或時クハンナイと言茶道坊主を手打にし給ふ。台所へ逃膳棚之下ニか、ミ候を、振上切給ふ事難成、さし入れてへしつけ給ふに、手に覚えす切落し給ふ。是よりへし切と称らる。信長公より黒田勘解由孝高へ被下、于今持伝候事。

〔享保名物帳〕第I類には黒田家の所有刀として「岡本正宗」、「日光一文字」、「稲葉志津」が掲載されている。「岩切」は第II類の「名物追記」に「松平筑前守（黒田家）所有として掲載される「岩切海部」を指すとも思われるものの定かではない。

松平筑前守殿

岩切海部 長式尺壹寸九分 代百貫

氏吉の刀岩切と申す、三好家に秘蔵仕候、刀の由及承候と添状有。

永十佐様光室右伝記有しが先年焼失其書付に三好長慶家代々此劍を以高名数度の由申伝候と有之。

〔『刀劍名物帳 全』国立国会図書館〕

また、「備前兼光」は「城井兼光」の名称で第Ⅱ類にのみ掲載され、「碓切」も「名物追記」に収録されるものの、「安宅切」は見えない。「庄切（ヘシ切長谷部）」以外は第Ⅰ類に未掲載であることから、この時点で將軍の手に「名物帳」があったかどうかは早計に結論付けることはできないものの、吉宗が名物刀劍の情報を集めていることがはっきりとわかり貴重である。

徳川幕府による支配が安定し武士が実戦から遠ざかるにつれ、武器や武器、武器も本来のあるべき姿とは乖離していったものと思われる。そのような状況にあって、吉宗が実用性を重んじたことは第二章の検討でも窺える。名物刀劍をはじめとする古刀の情報収集も、名刀たる所以を探ること新たな刀劍製作に反映させようとする意図があった。薩摩から呼び寄せた正清と安代に將軍家の藏刀を披露し、筑前の信国重包に、「不動国行」を手本とした作刀を求めたのもそのあらわれであろう。吉宗が刀劍にとつての実用性である斬れ味や耐久性についてどのように考えていたのか、後世の史料であるが、松浦静山（一七六〇～一八四一）の『甲子夜話』巻二十六に次のような逸話が掲載されており興味深い。

徳廟の御時、新刀を屢々命ぜられてためし有るに、試たるまゝにて出すべしとの御旨故、その如くして奉れば、骨をとほせし刃の様子、膏の付たる鉄色までも微細に御覧ありけり。御傍に侍る輩

ら、汚らはしきことのやうに申す者ありければ、武に穢れと云は無ことなりと仰られしとぞ。以前は御腰物のためしに奉行ゆけば、着服を改て登城せしが、それよりしたためしを見届たる時の儘にて、直ぐに登城することとなりしとなり。今七十余歳にて御作事奉行勤る臼井筑前守、初めて御腰物奉行勤しとき、その局中老輩の説にて聞しと語れりと。林子語る。

吉宗はしばしばおこなわれた新刀の試刀（試し斬り）において、血の付いた刀身を拭わずにそのままの状態で持つてくるように命じ、骨を斬った刃の様子や肉の膏が付着した地鉄の色までも細かく確認したという。山田浅右衛門家が試刀を独占するようになるのも吉宗の頃と言われる。五代山田浅右衛門が『懷宝劍尺』において各刀工を切れ味によってランク付けしたのは寛政九年（一七九七）のことであるが、吉宗が刀劍の実用性をどこまで追求しようとしていたのか、興味は尽きない。

吉宗の孫にあたり、寛政の改革を進めたことで知られる松平定信（一七五九～一八二九）は老中引退後、大規模な古文物調査を敢行し、全国各地の寺社が所蔵する書画や古器物を画家に命じて描き取らせ、『集古十種』を編纂、刊行した。これも単なる古物趣味の結晶ではなく、吉宗の意図を継承したものである。そこには刀劍をはじめとする武器、武具、馬具などが多数集められた。本稿にも取り上げた伊勢家所蔵の「小烏丸の太刀」(図12)や、本阿弥家が保管していた「鬼丸国綱」も掲載されている(図13)。これらの絵図を模写したのは伊勢貞丈やその周辺の武家有職家たちであった。現在でも関連する写本がいくつか残されており、それらを検討することで具体的に当時の情報収集の様子が浮かび上がってこよう。機会を改めて追求してみたい。





註

- (1) 佐野美術館、徳川美術館、富山県水墨美術館、根津美術館（編集、発行）『名物刀剣—宝物の日本刀—』（二〇一一年）。
- (2) 酒井元樹「名物『岡山藤四郎』について」（『MUSEUM』六四三、二〇一三年）、末兼俊彦「名物『島津正宗』について」（『学叢』三七、京都国立博物館、二〇一五年）。
- (3) 杉本欣久「八代將軍・徳川吉宗の時代における中国絵画受容と徂徠学派の絵画観—徳川吉宗・荻生徂徠・本多忠統・服部南郭にみる文化潮流—」（『黒川古文化研究所紀要「古文化研究」一三、二〇一四年）。
- (4) 詳しくは横塚啓之「徳川吉宗と天文曆学」（『数学史研究』一五四、一九九七年）、和田光俊「享保期における改暦の試みと西洋天文学の導入」（『笠谷和比古編「一八世紀日本の文化状況と国際環境」、思文閣出版、二〇一一年）を参照。
- (5) 辻田吉堯「名物刀剣に関する考察」（『刀剣美術』二二四—二二六、一九七五年）。以下、辻田氏の所論は本論文に拠る。
- (6) 辻田氏論文、註（一）文献所収の渡邊妙子「名物・名刀の銘が語るもの」など。
- (7) 同様の写本は東京国立博物館や日本美術刀剣保存協会（刀剣博物館）、早稲田大学図書館などにも所蔵されるようであるが未調査である。
- (8) 冒頭に「吉光、正宗、義弘ヲ三作ト云、日本古今名人也」と記すものの、「名物帳」の題目よりも前に記されること、第I類の他の写本にはみえないことから、原本への追記であった可能性が高い。第I類が三作ではなく、貞宗も含めた四人を重視していることには注意が必要である。
- (9) 辻田氏は一五七口とするため実物を確認したところ、「御堀出貞宗」の名稱等を写し落とし、由緒のみを記していることがわかった。
- (10) 福永酔剣「大慶直胤詳伝」（『刀剣と歴史』復刊二六、一九五八年）。
- (11) 辻田氏論文。
- (12) 『土屋押形』（中央刀剣会、一九二六年）。なお温直については同書の「土屋温直小伝」に詳しい。
- (13) 註（一）『名物刀剣』展図録参照。
- (14) (b) 求与本、(c) 質直本については未調査のため、辻田氏論文、註（一）『名物刀剣』展図録を参考にした。
- (15) 『星野押形』は東京国立博物館や国会図書館などいくつかの写本がある。
- (16) 羽皇隠史『詳註刀剣名物帳』や福永酔剣『日本刀大百科事典』四「戸川志津」の項などはこの「松平伊予守」を備前池田家の綱政とするが、第I類の「名物帳」において池田家は「松平大炊頭」と表記されており、「戸川志津」と「道誉一文字」は「松平伊予守」となっている。あるいは越前福井八代藩

- 主松平吉邦ではないかと思われるが確証はない。このほか、「大波高木貞宗」の所有者が第I類で「保科肥後守」、第II類で「松平肥後守」となっているが、家光の異母弟であった会津初代藩主・保科正之（一六一一—一七三三）が松平姓を名乗るのを遠慮し、のち元禄九年（一六九六）になって三代正容（一六六九—一七三三）が松平姓と三つ葉葵紋の使用を認められ、一門として処遇されることとなったことによる。また、「福嶋光忠」について、第I類では「松平筑後守」、第II類では「水戸筑後守」と表記される。常陸水戸藩主松平頼通（一六五七—一七二二）が初代水戸藩主徳川頼房の孫にあたることから、第II類ではこのように表記したものであろう。なお「島津正宗」は源長俊本では尾張徳川家の所蔵となっているが、ほかの第I類の写本では「松平加賀守」となっており、転写の誤りと考えられる。
- (17) 『駿府政事録』慶長二十年閏六月十六日条に「今度大坂兵火故名物之刀脇指悉焼其後尋出之、今日召鍛治下坂再鍛之試令焼淬給」とある。
- (18) 『厳有院御実紀』慶安四年六月条に「長松君（綱重）には蜂屋郷の御刀、貞宗の御さしぞへ」とある。
- (19) 『寛政重修諸家譜』巻四二五、黒田忠之の項に「（慶長十七年十二月）十八日御前にをいて元服し、右衛門佐と称す。ときに備前長光の御刀、岡本正宗の御脇指、かつ真壺を賜ひ、馬及び鷹を下さる」とある。
- (20) なお、第I類の写本としてこれまでに紹介されたものとしては、刀剣博物館の所蔵する「古刀名物録 全」（犬養毅旧蔵本）、「刀剣名物記」、「刀剣名物誌」（菅田氏旧蔵本）、「刀剣名物帳」（源長俊本写し）、「名物帳」、「名物集」、「本阿弥名物道具附 元」の諸本や金沢市立玉川図書館の大島文庫に収められる「本阿弥家伝名物帳 附焼失帳」などがある。そのほか『国書総目録』等によると、鹿児島大学玉里文庫、宮内庁書陵部、慶応大学幸田文庫、東京藝術大学、東京国立博物館、西尾市石瀬文庫、早稲田大学などにも写本がある。歴史民俗資料館宗家文庫、東北大学狩野文庫、長崎県立対馬多数の写本が各地に伝存している現状をみると、この「名物帳」が江戸時代においてある程度認知され、蔵すべき資料として重視されていたことが想定される。詳しい書誌調査については機会をあらためたい。
- (21) 妙本の没年について、「本法寺過去帳」（『続群書類従』三三三下雑所収）には文安元年（一四四四）とある。ただし後述する本法寺の供養塔のなかには、妙本の四百五十回忌にあたる享和二年（一八〇二）に建てられた「本阿弥家同苗親族」による碑があることから、同家では没年を文和二年（一三三三）と考えていたとわかる。
- (22) 黒川道祐の『雍州府志』（貞享元年（一六八四）序）巻七土産門「磨刀」

の項などにみえる。また同書巻十陵墓門の「妙本阿弥塔」の項によると、京都滑谷(渋谷)の西北にある本国寺の墓所に塔(墓碑)があり、四月三日の命日には本阿弥一族がここに参ったという。

- (23) たとえば『雍州府志』巻四本法寺には次のようであり、同様の所伝は日匠(一六二七〜八九)の著した『日親上人徳行記』などにも記されている。

此の時、本阿弥清信、亦、刀劍の故に因りて、普広相公の怒りに触れ、日親と同じく獄舎に在り。舎中、日親上人に帰依す。立ちどころに獄を出でて後、髪を剃る。日親、之れを号して、本光と称す。凡そ、本阿弥一家、名の上に光の字を置くことは、本光自り始り、悉く日蓮宗たり。是れ亦、日親の故によりて也。

- (24) 藤井学・水本邦彦編『京都府古文書等緊急調査報告 本法寺文書』(京都府教育委員会、一九七四年)。なお、寛永十九年には本阿弥家の援助により曼荼羅の修補がおこなわれており、又三郎忠好(光温)、光甫、一郎兵衛幸代、九郎左衛門忠孝、光益、七兵衛忠義、又九郎利政の名前がみえる(本法寺文書編纂会編『本法寺文書』一、本法寺、一九八七年)。

- (25) 現在肉眼では読み取ることのできない墓碑銘も多いものの、古川元也「京都本法寺所在の本阿弥家墓石について」(『神奈川県立博物館研究報告・人文科学』三四、二〇〇八年)が拓本を取るなどして釈文を掲載されている。この論考を参考にしつつ、他の資料と付き合わせて戒名の比定をおこなった。また光悦寺および中山法華経寺の供養塔については、鶴田勢湖「中山法華経寺の本阿弥歴代墓碑(供養)と本阿弥家のこと、も」(『掃苔』一一二、一九四二年)が参考になる。

- (26) 頂妙寺文書編纂会編『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』三・四(大塚巧藝社、一九八九年)。

- (27) 註(26)『頂妙寺文書』一一八二、二一七、四一七・一〇。

- (28) 荒川浩和「光悦時絵資料としてのその消息」(『漆工史』二、一九七九年)。

- (29) 藤井学「近世初頭における京都町衆の法華信仰」(『法華文化の展開』、法藏館、二〇〇二年、一九六三年初出)、河内将芳「光悦と日蓮宗」(河野元昭編『光悦・琳派の創始者』、宮帯出版社、二〇一五年)。

- (30) 『雍州府志』巻十陵墓門「慈光院塔」、『本阿弥行状記』第五二段、『本阿弥次郎左衛門家伝』にみえる。

- (31) 河内将芳「近世初頭の京都と光悦村」(河野元昭編『光悦・琳派の創始者』、宮帯出版社、二〇一五年)。

- (32) 源城政好「本阿弥光悦と鷹ヶ峰村」『京都文化の伝播と地域社会』(思文閣出版、二〇〇六年、初出一九九四年)参照。

- (33) 山崎美成(一七九六〜一八五六)の『海録』にはこの墓碑銘を次のように

記録している。

本阿弥光悦が墓、京師鷹峯にあり、其墓表の写として或人の示されしを、左に載す、

本阿弥鼻祖常親院日忠居士 文和二年

光仁院日寿 慶長八年、妙秀院日量 元和四年、光悦の父母也、

了寂院光悦日子居士 寛永十四丁丑二月三日、八十歳、

空中斎法眼光甫日諦居士 天和二壬戌七月廿四日、八十二歳、

- (34) 光悦会編『光悦』(芸艸堂、一九一六年)には妙本と光温・妙温夫妻の名を合せ刻した碑があるように書かれているが見つけられなかった。

- (35) 光悦会編『光悦』(芸艸堂、一九一六年)。

- (36) 新撰京都叢書刊行会編『新撰京都叢書』第一巻(臨川書店、一九八五年)所収。岩生成一監修、岡田信子ほか校訂『京都御役所向大概覚書』(清文堂出版、一九八八年)。

- (38) 増田孝「光悦の手紙」(河出書房新社、一九八〇年)。

- (39) 『新刀弁惑録』(一七九四年)では慶長二年(一五九七)、光徳の時とあり、異なっている。現存する最も古い折紙は光徳のものである。

- (40) 鑑定や折紙の発行は本阿弥家でも記録が取られたようで、慶長から安政に至る三六〇〜八〇冊に及ぶ鑑定記録(『本阿弥留帳』)があったものの、関東大震災の際に焼失した。雑誌『刀の研究』に寛永頃までのものが掲載されたことがある。

- (41) 『埋忠銘鑑』(雄山閣出版、一九六八年)。

- (42) 『雍州府志』には「剃刀」と「鉄鐺」の製作を埋忠家の家職として挙げる。

先に紹介した天正四年(一五七六)の「諸寺勸進帳」にみえることから、本阿弥家と同じく上京に住む法華檀徒であったことがわかる。光悦寺所蔵の「光悦村絵図」にも「むめた、道安」の名があり(内藤直子「光悦村の金工―埋忠明寿と本阿弥光悦の関係を中心に―」、『フィロカル』一九、二〇〇二年)、ともに鷹峯に移住したと想定され、光悦の手紙にも埋忠明寿や明真との交流を窺わせるものがある。増田孝「光悦の手紙」(河出書房新社、一九八〇年)参照。

- (43) 『京都御役所向大概覚書』三一五四「多武峯より神劍献上之事」。なお談山神社に伝来する文書によると、多武峯から將軍への刀劍献上は慶長十八年(一六一三)にはじまるといふ。談山神社刊書奉賛会編『談山神社文書』(星野書店、一九二九年)三四一「太刀寄進状写」参照。

- (44) 本間順治編『光徳刀絵図集成』(便利堂、一九四三年)。

- (45) 刀劍会本部編『光山押形』乾・坤(刀劍会本部、一九一七・一八年)。

- (46) 本間薫山「光悦刀劍名物記」(『刀劍美術』一七・一七二、一九七一年)。

(47) また辻田氏は奥書に延宝二年(一六七四)や元禄二年(一六九〇)の転写と記す「宝剑名物寄」(日本美術刀剣保存協会)を紹介しているが、未調査のため機会をあらためて名物帳の成立過程については論じたい。

(48) なお、『有徳院殿御実紀附録』十七に載せる次の逸話からは、江戸中期の本阿弥家が金銭的に逼迫した状況であったことが窺える。

また薄雲といへる香は、そのむかし佐々木佐渡判官入道道誓が秘蔵せるものにて、源氏物語の巻名によりて名付けしといふ。後は本阿弥光悦が家につたへしが、光悦が末孫三郎兵衛にいたり、家衰へ、すぎはひもとほしければ、是を売ひさがむとて、商人の手にわたしけるを、加納遠江守久通がもとにもて来りしかば、遠江守よりうち、聞えあげ、るに、さばかりの名物、むげに散逸せむはおしきことなりとて、こがね百五十両にかへて求めしめ給ひ、さて此香もと本阿弥が家に伝へし事、世上にもしる事なるに、今三郎兵衛が時にいたり失ひては、父祖の志にもたがふべしとて、其香方寸ばかりがほざきりて、三郎兵衛に賜はり、永く家に伝ふべしと仰下されしとぞ。これ享保十六年七月の事なり。

(49) 今村嘉雄『十九世紀に於ける日本体育の研究』(不昧堂書店、一九六七年)第二編第二章。

(50) 註(49)今村論文、横山輝樹「徳川吉宗の小金原鹿狩―勢子運用の観点から―」(『日本研究』五〇、二〇一四年)ほか。

(51) たとえば元文三年正月七日には建仁寺に所蔵される武田伊豆守信豊伝来の「弓馬の古書」を写させ、その考定を小笠原常春に命じている(『有徳院御実紀』)。

(52) 兼平賢治『馬と人の江戸時代』(吉川弘文館・歴史文化ライブラリー、二〇一五年)。

(53) 林英夫編『馬の文化叢書』四(馬事文化財団、一九九三年)、九州国立博物館編『馬 アジアを駆けた二千年』(九州国立博物館、二〇一〇年)。この模本には次のようにあり、吉宗に献上したものの稿本が旗本花房家にあり、寛政十年(一七八九)に御馬預曲木正昉を通じて写したという。

此廐坂図会者、享保中近藤寿俊《俗叫又左衛門、後号宗三》奉台命相馬於東奥自画其作業以附岡本善悦《名豊久、御同朋格》猷徳廟《有徳公》其稿藏于花房氏家《宅在三河台》頼予馬師曲木先生《俗称又左衛門、御馬預》請而謄写秘帳中云爾

寛政十年戊午十二月 後素主人識

『寛政重修諸家譜』卷一四四九によると、近藤寿俊は享保十九年七月に「馬書二冊」を、その後「弓馬稽古了簡の書各一冊」を献上し、翌年十二月十一日にはじめて吉宗に拝謁したとある。元文三年に描いた「流鏑馬の式」には

詞書を作成して白銀五枚を賜り、以後、しばしば御馬を預けられたという。その後「馬の図画一巻」を奉ったといい、これが「廐坂図会」にあたると思われる。また、ここにみえる岡本善悦(一六八九―一七六七)は元文三年に高田馬場において催された「騎射挾物」の絵図を描くなど、吉宗周辺で画事を司ったことが窺える(『元文三年高田馬場流鏑馬の図』模本、文久三年(一八六三)写、国立国会図書館)。

(54) 以下の記述は、齋藤阿具「徳川吉宗の洋馬輸入と和蘭馬術師の渡来」(『史学雑誌』三三―二、一九二二年)、荒居英次「徳川吉宗の洋牛馬輸入とその影響」(『日本歴史』一七四、一九六二年)、大谷貞夫「享保期の下総小金牧について」(『國學院雑誌』八九―一、一九八八年)、大庭脩「徳川吉宗の唐馬輸入」(山田慶兒編『東アジアの本草と博物学の世界』下、思文閣出版、一九九五年)、同「徳川吉宗と康熙帝」(あじあブックス、一九九九年)および『通航一覽』に拠る。

(55) 国立国会図書館の所蔵する『刀剣図』には「山城国愛宕山所蔵尊氏朝臣葉作太刀図」として「二ッ銘」の刀身と拵えの図を掲載し、「享保七八年ノ比関東工御取寄ニ相成、上覧之後捧鞘袋箱被下之由」と記す。後述するように筑前の刀工・信国重包は享保五年に江戸城で「二ッ銘」を拝覧していることから、光盛の調査直後に吉宗は江戸へ運ばせて上覧したことが窺える。また、幕末の旗本宮崎成身がまとめた『視聴草』(全一七六冊、国立公文書館)の続初集之六には寛政二年(一七九〇)に將軍家の蔵刀を上覧した記録「上覧御名物御道具書留」が収められており、ここに「笹作御太刀御拵木形」も含まれていることから、このときに製作された木製の模型が伝えられていたことがわかる。

(56) サントリー美術館・和歌山市立博物館・NHK・NHKプロモーション編『將軍吉宗とその時代展』(NHK・NHKプロモーション、一九九五年)。

(57) 山岸素夫・宮崎眞澄『日本甲冑の基礎知識』(雄山閣出版、一九九〇年)、『江戸時代の甲冑―復古調―』(彦根城博物館、二〇〇一年)。

(58) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 幕府書物方日記』八(東京大学出版会、一九七一年)所収。

(59) 日本美術刀剣保存協会にも『御物刀剣図繪』と題する写本がある。『継平押形 全 附本阿弥光徳同光温押形集』(羽澤文庫、一九二八年)参照。

(60) 享保四年十一月三日と翌年三月二十五日の通達はこの名簿の冒頭に掲載されている。佐藤幸彦「享保諸国鍛冶御改の研究」(『備前刀研究』九、一九九三年)に詳しい。

(61) 関市教育委員会編『新修関市史』史料編近世四(関市、一九九五年)には享保五年四月付の「関鍛冶惣連名記」・「美濃関鍛冶改帳」・「関鍛冶改帳写」



を掲載しており、久世大和守からの通達を機に作成されたと推測される。また豊後佐伯藩の『温故知新録』に「享保五年頃迄は領内に刀鍛冶無かりしと見へ、十一月廿七日、公辺の間に打物鍛冶なき旨を答ふ」とあり、幕領であった大和国吉野郡十津川村にも「今度仰被下被鍛冶之儀、村々吟味仕候得共、刀脇差鍛冶老人も無之候、右之通相違無御座候」(『十津川宝蔵文書』)との文書が残るなど、刀工がいなくとも含めて全国津々浦々に及ぶ調査であったことが窺える。

(62) 川添昭二校訂『新訂 黒田家譜』(文献出版、一九八二年)。

(63) 『寛政重修諸家譜』巻四二五、黒田継高の項に「享保六年鍛冶重包を江戸にめされ、濱御殿にをいて打物してたてまつりしにより、十二月二日称賀ありて白銀をたまひ、かつ今よりのち其作の勝れたるには繻下に葵一葉をほりつくることをゆるさる」とある。なお水戸藩の儒者・小宮山楓軒(一七六四～一八四〇)の『楓軒偶記』(文化四年(一八〇七)序)巻三には、江戸後期の名工・水心子正秀の師のひとりである山村綱広から次のような話を聞いたという。

有徳公、天下の刀匠を召して、其工拙利鈍を觀たまはんと仰せあり。先令して各新製の一刀を上らしめたまひ、衆工皆江戸に集まり。其中抜群の者五人を択らばせられ、濱の御殿にして各一刀を製せしめたまふ。薩州主馬首安代、同州主水正清、越前康繼、筑州重包、南紀重国なり。賞して皆葵紋を賜り、重国は紀州の工なれば、公の眷顧尤厚くまし／＼ければ、初製の物疵ありとて、改めて製せしめたまひしかども、これも同く疵ありしとなり。其時綱広も召されし一人なりしが、九十余歳まで長寿にて水心子に話せりとぞ。綱広は正宗弟子筋の系あるものなり。

これによると薩摩の玉置安代、宮原正清、筑前の信国重包のほか、越前康繼と南紀重国も濱御殿で作刀し葵紋を許されたとする。ただし綱広は享保鍛冶改の二七人中に見えず、南紀重国は名簿には記載されるものの、作刀を提出した者のなかには入らない。越前康繼も葵紋の彫刻を許されたのは初代(一五五四～一六二二)の頃とみられ(『越前下坂代々勤書』)、ここには多少の誤伝があるものと思われる。

(64) 大田南畝(一七四九～一八二三)の見聞をまとめた『二話一言』巻二十五には、同じ日のこととして腰物方を勤めた曾雌平太夫の家譜から、新刀製作の御用に関わった者に大小(刀・脇指)が下賜された記事を書き留めている。

享保八年五月廿八日濱御殿地にて被仰付候新身御道具御鍛冶御用掛相勤候者へは御大小被下置旨、有馬兵庫頭殿、加納遠江守殿、於御部屋被仰渡、御刀(石堂)、御脇差(康繼) 拝領仕候。  
右御腰物相勤し曾雌平太夫家譜の所見也。

(65) 正木篤三『本阿弥行状記と光悦』(中央公論美術出版、一九六五年)。

(66) 『殿暦』元永元年(一一二八)十月二十六日条ほか。

(67) 『看聞御記』永享八年(二四三六)十二月十日の「天狗切」、『蔭涼軒日録』長享三年(二四八九)正月晦日の「鶉喰(うくい)」、『実隆公記』延徳二年(二四九〇)十一月四日の「千鳥」など、古記録にも名物刀剣があらわれるようになる。詳しくは鈴木彰「源家重代の太刀「鬚切」説について―その多様性と軍記物語再生の様相―」(『日本文学』五二、二〇〇三年)、鈴木雄一「重代の太刀―「銘尽」の説話世界を中心に―」(『文学史研究』三五、一九九四年)などを参照。

(68) 室津鯨太郎は『刀剣雑話』(南人社、一九二五年)においてすでに、「享保名物帳」の献上を享保四年の『享保諸国鍛冶御改』と関連付けて、「察するに本阿弥家に対しても、祖先以来刀剣に関する何かあるだらうから差出せよといふ命があったに違ひない」とし、さらに、「世には『名物帳』記載以外で立派な銘刀即ち名物たるべきものが沢山ある、それ等の刀剣は慶長頃から萬治頃まで本阿弥家へ研磨又は鑑定に來なかつたから『名物帳』に記載されなかつたまでで、作が勝れて居ないからとか或は又由緒がないから記載されなかつた為めではない」と述べる。

#### 図版出典一覧

図2 辻本直男『図説刀剣名物帳』(雄山閣出版、一九七〇年)。

図6 『埋忠銘鑑』(雄山閣出版、一九六八年)。

図7 九州国立博物館編『馬 アジアを駆けた二千年』(九州国立博物館、二〇一〇年)。

図8 サントリー美術館・和歌山市立博物館・NHK・NHKプロモーション編『將軍吉宗とその時代展』(NHK・NHKプロモーション、一九九五年)。

図9 『久能山東照宮博物館一〇〇選』(久能山東照宮博物館、一九九五年)。



付表 「享保名物帳」所載刀劍の所有者一覧

	名 称	第 I 類	第 II 類	備 考	現所有者
1	厚藤四郎	御物 (将軍家)	御物		東京国立博物館 個人
2	朝倉藤四郎	御物 (将軍家)	御物		個人
3	鍋島藤四郎	御物 (将軍家)	御物		宮内庁
4	朱銘藤四郎	御物 (将軍家)	御物		東京国立博物館
5	烏丸藤四郎	烏丸殿 (日野烏丸家)	京都(三木権大夫)	◆	宮内庁
6	平野藤四郎	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		個人
7	増田藤四郎	松平越後守 (津山松平)	松平越後守		前田育徳会
8	前田藤四郎	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		東京国立博物館
9	岡山藤四郎	尾張殿 (尾張徳川)	尾張殿		徳川美術館
10	無銘藤四郎	尾張殿 (尾張徳川)	尾張殿		徳川美術館
11	後藤藤四郎	尾張殿 (尾張徳川)	尾張殿		徳川美術館
12	清水藤四郎	細川伊豆守 (宇土細川)	京都(辻次郎右衛門)	◆ 『豊臣』、『駿府』	東京国立博物館
13	岩切(長束)藤四郎	奥平美作守 (中津奥平)	奥平美作守		致道博物館
14	信濃藤四郎	酒井左衛門尉 (庄内酒井)	酒井左衛門尉		東京国立博物館
15	毛利藤四郎	松平大炊頭 (宍戸松平)	松平大炊頭		個人
16	乱藤四郎	阿部豊後守 (忍 阿部)	阿部豊後守		宮内庁
17	会津正宗	御物 (将軍家)	御物	『駿府』	
18	本庄正宗	御物 (将軍家)	御物		
19	早川正宗	御物 (将軍家)	御物		
20	一庵正宗	御物 (将軍家)	御物		徳川美術館
21	武蔵正宗	御物 (将軍家)	御物		個人
22	小池正宗	御物 (将軍家)	御物		宮内庁
23	観世正宗	御物 (将軍家)	御物		東京国立博物館
24	道意正宗	御物 (将軍家)	御物		
25	桑名(中務)正宗	御物 (将軍家)	御物	『駿府』	九州国立博物館

	名 称	第 I 類	第 II 類	備 考	現所有者
2 6	若狭正宗	御物 (将軍家)	御物		宮内庁
2 7	宗瑞正宗	御物 (将軍家)	御物		宮内庁
2 8	金森正宗	御物 (将軍家)	御物	〔駿府〕	個人
2 9	前田正宗	御物 (将軍家)	御物		個人
3 0	後藤正宗	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		前田育徳会
3 1	太郎作正宗	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		徳川美術館
3 2	不動正宗	尾張殿 (尾張徳川)	尾張殿		徳川美術館
3 3	池田正宗	尾張殿 (尾張徳川)	尾張殿	〔駿府〕	徳川美術館
3 4	島津正宗	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		京都国立博物館
3 5	俱利伽羅正宗	紀伊殿 (紀伊徳川)	紀伊殿		個人
3 6	朱判正宗	紀伊殿 (紀伊徳川)	紀伊殿		個人
3 7	庖丁(スカシ)正宗	内藤左京 (磐城平内藤)	内藤右京亮		個人
3 8	庖丁正宗	松平下総守 (桑名松平)	松平下総守		永青文庫
3 9	庖丁正宗	尾張殿 (尾張徳川)	尾張殿	〔駿府〕	徳川美術館
4 0	小松正宗	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		佐野美術館
4 1	日向(大垣)正宗	紀伊殿 (紀伊徳川)	紀伊殿	〔光徳〕①	三井記念美術館
4 2	九鬼正宗	紀伊殿 (紀伊徳川)	紀伊殿		林原美術館
4 3	毛利正宗	土岐丹後守 (田中土岐)	土岐丹後守	〔駿府〕	東京国立博物館
4 4	石田(切込)正宗	松平越後守 (津山松平)	松平越後守		
4 5	敦賀正宗	松平薩摩守 (薩摩島津)	松平薩摩守	〔駿府〕	
4 6	伏見正宗	松平若狭守 (加賀前田)	松平若狭守		個人
4 7	和歌山(鷺森)正宗	松平安芸守 (広島浅野)	松平安芸守		
4 8	堀尾正宗	松平薩摩守 (薩摩島津)	松平薩摩守	〔駿府〕	
4 9	岡本正宗	松平左衛門佐 (福岡黒田)	松平筑前守 (福岡黒田)	◆	個人
5 0	豊後正宗	大久保加賀守(小田原大久保)	大久保加賀守	〔光徳〕③、〔駿府〕	三井記念美術館
5 1	夫馬正宗	加藤和泉守 (水口加藤)	加藤和泉守		
5 2	式部(榊原)正宗	松平大和守 (白河松平)	松平大和守		
5 3	福島正宗	浅野但馬守 (広島浅野)	浅野但馬守		

5 4	箆手切正宗	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		東京国立博物館
5 5	小玉正宗	尾張殿 (尾張徳川)	尾張殿		
5 6	荻屋正宗		松平薩摩守 (薩摩島津)	◆	個人
5 7	大垣正宗		上杉民部大輔 (米沢上杉)	◆	個人
5 8	鍋島江	御物 (將軍家)	御物	『駿府』	東京国立博物館
5 9	五月雨江	御物 (將軍家)	御物	『駿府』	徳川美術館
6 0	中川江	御物 (將軍家)	御物	『駿府』	個人
6 1	稲葉江	松平越後守 (津山松平)	松平越後守		個人
6 2	富田江	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		前田育徳会
6 3	北野江	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		東京国立博物館
6 4	松井江	紀伊殿 (紀伊徳川)	紀伊殿		佐野美術館
6 5	桑名江	本多中務大輔 (古河本多)	本多中務大輔		京都国立博物館
6 6	長谷川江	溝口信濃守 (新発田溝口)	溝口信濃守		白河集古苑保管
6 7	横須賀江	阿部豊後守 (白河阿部)	阿部豊後守		黒川古文化研究所
6 8	箆手切江	稲葉丹後守 (佐倉稲葉)	稲葉丹後守		東京国立博物館
6 9	亀甲貞宗	御物 (將軍家)	御物		東京国立博物館
7 0	切刃貞宗	御物 (將軍家)	御物		東京国立博物館
7 1	御堀出貞宗	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守	『駿府』	個人
7 2	池田貞宗	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		個人
7 3	奈良屋貞宗	尾張殿 (尾張徳川)	尾張殿	『光徳』③、 『豊臣』	徳川美術館
7 4	氏家貞宗	松平越後守 (津山松平)	松平越後守		個人
7 5	斎村貞宗	松平安芸守 (広島浅野)	松平安芸守		個人
7 6	北庄貞宗	松平陸奥守 (仙台伊達)	松平陸奥守	『駿府』	個人
7 7	長銘貞宗	不明	不明		
7 8	二筋樋(大坂)貞宗	松平越後守 (津山松平)	松平越後守		個人
7 9	物吉貞宗	尾張殿 (尾張徳川)	尾張殿		徳川美術館
8 0	朱判貞宗	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		個人
8 1	徳善院貞宗	紀伊殿 (紀伊徳川)	紀伊殿		三井記念美術館
8 2	上野貞宗	尾張殿 (尾張徳川)	尾張殿		徳川美術館
8 3	寺沢貞宗	紀伊殿 (紀伊徳川)	紀伊殿		東京国立博物館

	名 称	第 I 類	第 II 類	備 考	現所有者
84	別所貞宗	松平陸奥守 (仙台伊達)	松平陸奥守		個人
85	大鼓鐘貞宗	稲葉丹後守 (佐倉稲葉)	稲葉丹後守	『駿府』	個人
86	宗喜貞宗	水戸殿 (水戸徳川)	水戸殿	『駿府』	個人
87	伏見貞宗	御物 (將軍家)	加藤和泉守 (水口加藤)		黒川古文化研究所 東京国立博物館
88	三日月宗近	御物 (薩摩島津)	御物	『光徳』①	個人
89	鷹巢宗近(鷹巢三条)	松平薩摩守 (將軍家)	松平薩摩守		個人
90	新見(身) 来国光	御物 (將軍家)	御物		個人
91	塩川来国光	本多中務大輔 (古河本多)	本多中務大輔		個人
92	池田来国光	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		刀剣博物館
93	有楽来国光	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		個人
94	後藤来国光	松平備前守 (岡山池田)	松平備前守		個人
95	源 来国次	水谷左京亮 (松山水谷)	水谷左京亮	『光徳』①	個人
96	鳥養来国次	稲葉丹後守 (佐倉稲葉)	稲葉丹後守		個人
97	結城来国俊	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		個人
98	鳥養国俊	尾張殿 (尾張徳川)	尾張殿	『光徳』③	徳川美術館
99	愛染国俊	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		個人
100	ヘシ切長谷部国重	松平肥前守 (福岡黒田)	松平筑前守 (福岡黒田)		福岡市博物館
101	秋田了戒	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		個人
102	鶴丸国永	松平陸奥守 (仙台伊達)	松平陸奥守		宮内庁
103	紅葉山信国	御物 (將軍家)	御物		個人
104	上部(桑山)当麻	紀伊殿 (紀伊徳川)	紀伊殿		個人
105	上部当麻	尾張殿 (尾張徳川)	(空欄)		個人
106	村雲当麻	井伊掃部頭 (鳥取池田)	井伊掃部頭		個人
107	蛇切当麻	松平相模守 (水戸徳川)	松平右衛門督 (鳥取池田)		徳川ミュージアム
108	大坂当麻	水戸殿 (丸亀京極)	水戸徳川家		個人
109	兎手柏包永	京極備中守 (加賀前田)	京極若狭守 (丸亀京極)	◆	個人
110	白檉包永	松平加賀守	松平加賀守	◆	個人
111	桑山保昌五郎				個人



1 1 2	鬼丸国綱	(空欄)	(空欄)	『光徳』②③	宮内庁
1 1 3	童子切安綱	松平越後守	松平越後守		東京国立博物館
1 1 4	大包平	松平大炊頭	松平大炊頭		東京国立博物館
1 1 5	南泉一文字	尾張殿	尾張殿	『光徳』③、『豊臣』、『駿府』	徳川美術館
1 1 6	荒波一文字	不明	不明	『光徳』①	
1 1 7	今荒波則房	不明	不明		愛宕神社
1 1 8	二ツ銘	不明	愛宕山		
1 1 9	千鳥一文字	不明	不明	『光徳』③、『豊臣』	福岡市博物館
1 2 0	日光一文字	松平肥前守	松平筑前守		宮内庁
1 2 1	道誉一文字	松平伊予守	松平伊予守		
1 2 2	浅井一文字	松平加賀守	松平美濃守		
1 2 3	鉞切長光	御物	御物		徳川ミュージアム
1 2 4	遠江(津田)長光	尾張殿	尾張殿	『豊臣』、『駿府』	徳川美術館
1 2 5	香西長光	水戸殿	水戸徳川家		東京国立博物館
1 2 6	蜂屋長光	奥平美作守	奥平美作守		
1 2 7	福嶋光忠	松平筑後守	水戸筑後守		
1 2 8	池田光忠	水戸殿	水戸殿		
1 2 9	桑山光包	松平加賀守	松平加賀守		個人
1 3 0	乱光包	立花飛驒守	御物		刀剣博物館
1 3 1	波游兼光	不明	立花飛驒守	『光徳』③、『豊臣』	個人
1 3 2	竹股兼光	不明	不明		
1 3 3	吉田兼光	松平相模守	松平右衛門督		
1 3 4	相馬(大)兼光	大久保加賀守(小田原大久保)	大久保加賀守		佐野美術館
1 3 5	大兼光	不明	不明		福岡市美術館
1 3 6	城井兼光	松平長門守	松平筑前守		個人
1 3 7	大青江	松平加賀守	松平長門守		個人
1 3 8	小青江	身延山久遠寺	松平加賀守		個人
1 3 9	数珠丸恒次	松平肥前守	身延山久遠寺		本興寺
1 4 0	鄙田青江	京極若狭守	松平筑前守	◆	個人
1 4 1	ニツカリ青江	京極若狭守	京極若狭守	◆	丸亀市立資料館

	名 称	第 I 類	第 II 類	備 考	現所有者
142	大三原	松平安芸守 (広島浅野)	松平安芸守		東京国立博物館
143	長左文字	御物 (将軍家)	御物		蟹仙洞
144	織田左文字	井伊掃部頭 (彦根井伊)	井伊掃部頭		個人
145	順慶左文字	蜂須賀淡路守 (徳島蜂須賀)	蜂須賀淡路守		個人
146	楠左文字	井上相模守 (笠間井上)	井上相模守		個人
147	小夜中山左文字	土井能登守 (大野土井)	京都(町人某)	◆	個人
148	道二左文字	尾張殿 (尾張徳川家)	尾張殿		徳川美術館
149	吉見左文字	尾張殿 (尾張徳川家)	尾張殿		徳川美術館
150	大西左文字	有馬中務大輔 (久留米有馬)	有馬中務		東京国立博物館
151	生駒左文字		不明	◆	東京国立博物館
152	一柳安吉	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		東京国立博物館
153	松浦安吉	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		東京国立博物館
154	豊前(日置)安吉	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		静嘉堂文庫
155	会津新藤五国光	御物 (将軍家)	御物将軍家		個人
156	大伝多三池	松平加賀守 (加賀前田)	松平加賀守		前田育徳会
157	後藤行光	加藤和泉守 (水口加藤)	加藤和泉守		個人
158	佐藤行光	松平左京大夫 (西条松平)	松平左京大夫		個人
159	大嶋行光	加藤和泉守 (水口加藤)	加藤和泉守		個人
160	不動行光		小笠原右近将監		個人
161	堺志津	御物 (将軍家)	御物		徳川記念財団
162	稲葉志津	松平肥前守 (福岡黒田)	松平筑前守 (福岡黒田)	◆	個人
163	浮田志津	松平大炊頭 (岡山池田)	松平大炊頭		宮内庁
164	桑山志津	酒井河内守 (厩橋酒井)	酒井河内守		『駿府』
165	分部志津	紀伊殿 (紀伊徳川)	紀伊殿		『駿府』
166	戸川志津	松平伊予守 (福井松平?)	尾張殿	◆	個人
167	大波高木貞宗	保科肥後守 (会津保科)	松平肥後守	◆	徳川美術館
168	大俱利伽羅広光		松平陸奥守 (仙台伊達)	◆	個人

169	【焼失名物】 骨喰藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物	〔光徳〕①②③、〔豊臣〕	豊国神社
170	一期一振藤四郎	尾張殿	(尾張徳川)	御物	御物	〔光徳〕①、〔豊臣〕、〔駿府〕	宮内庁
171	大坂新身藤四郎	御物	(将軍家)	大坂御物	御物	〔光徳〕②③、〔豊臣〕、〔駿府〕	
172	江戸新身藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物	〔光徳〕①③、〔豊臣〕	
173	長岡藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物		
174	塩河藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物		
175	親子藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物		
176	庖丁藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物		
177	車屋藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物		
178	豊後藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物		
179	樋ノ口藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物		
180	大森藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物		
181	米沢藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物		
182	凌 藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物		
183	鯨尾藤四郎	大坂御物	(豊臣家)	御物	御物	〔光徳〕①②	徳川美術館
184	薬研藤四郎	信長御物	(織田家)	信長御物	御物	〔光徳〕①③、〔豊臣〕、〔駿府〕	
185	足利(飯塚)藤四郎	御物	(将軍家)	御物	御物	〔光徳〕①②	
186	真田藤四郎			御物	御物		
187	三好正宗	御物	(将軍家)	御物	御物		
188	大坂長銘正宗	御物	(将軍家)	大坂御物	御物	◆	徳川美術館
189	江戸長銘正宗	御物	(将軍家)	御物	御物	◆	
190	八幡正宗	御物	(将軍家)	御物	御物		
191	横雲正宗	御物	(将軍家)	御物	御物		
192	大内正宗	御物	(将軍家)	御物	御物		
193	二筋樋正宗	御物	(将軍家)	御物	御物		
194	黒田正宗	御物	(将軍家)	御物	御物		
195	対馬正宗	御物	(将軍家)	御物	御物		
196	片桐(紀伊国)正宗	御物	(将軍家)	御物	御物		
197	紅雪正宗	御物	(将軍家)	御物	御物		

	名 称	第 I 類	第 II 類	備 考	現所有者
198	秋田(石井) 正宗	御物 (將軍家)	御物		
199	石野 正宗	御物 (將軍家)	御物		
200	笹作 正宗	御物 (將軍家)	御物	〔駿府〕	
201	菅蒲 正宗	御物 (將軍家)	御物		
202	上下龍 正宗	御物 (將軍家)	御物	〔光徳〕②③、〔豊臣〕、〔駿府〕	徳川美術館 個人
203	若江(十河) 正宗	大坂御物 (豊臣家)	大坂御物	〔光徳〕①③、〔豊臣〕、〔駿府〕	
204	伏見 正宗	御物 (將軍家)	御物		
205	三好 江	御物 (將軍家)	御物		
206	上杉 江	御物 (將軍家)	御物		
207	升屋 江	御物 (將軍家)	御物	〔駿府〕	
208	上野 江	御物 (將軍家)	御物		
209	肥後(熊本・紀伊) 江	御物 (將軍家)	御物		
210	蜂屋 江	御物 (將軍家)	甲府殿	◆	
211	大江	大坂御物 (豊臣家)	大坂御物	〔光徳〕③、〔豊臣〕	
212	常陸 江	御物 (將軍家)	御物	〔光徳〕①③、〔豊臣〕	
213	甲斐 国 江	御物 (將軍家)	御物	〔豊臣〕	
214	西方 江	御物 (將軍家)	御物	〔光徳〕③、〔豊臣〕	
215	三好 江	御物 (將軍家)	御物	〔光徳〕②	
216	切刃 貞宗	大坂御物 (豊臣家)	大坂御物	〔光徳〕①②③、〔豊臣〕	香川県立ミュージアム 個人
217	獅子 貞宗	大坂御物 (豊臣家)	大坂御物	〔光徳〕③、〔豊臣〕、〔駿府〕	
218	安宅 貞宗	御物 (將軍家)	御物	〔光徳〕③、〔豊臣〕、〔駿府〕	徳川美術館 個人
219	海老名 宗近	大坂御物 (豊臣家)	大坂御物	〔光徳〕③、〔豊臣〕、〔駿府〕	
220	小尻通新 藤五	御物 (將軍家)	御物	〔光徳〕③、〔豊臣〕、〔駿府〕	
221	安宅 志津	御物 (將軍家)	御物		
222	善鬼 国綱	御物 (將軍家)	御物		
223	大國 綱	御物 (將軍家)	御物	〔駿府〕	
224	村雲 久国	御物 (將軍家)	御物	〔駿府〕	
225	岐阜 国吉	御物 (將軍家)	御物	〔駿府〕	





	名称	第Ⅰ類	第Ⅱ類	備考	現所有者
255	小吉江		(空欄)		
256	会津貞宗		(空欄)		
257	長岡貞宗		(空欄)		
258	豊後來国次		(空欄)		
259	俵屋了戒		(空欄)		
260	松浦信国		尾張殿	『光徳』③	徳川美術館
261	上り龍信国		(空欄)		
262	大国吉		大久保加賀守	『光徳』①	
263	日光長光		(空欄)	『駿府』	個人
264	陸奥新藤五		(空欄)		個人
265	矢自行光		佐竹修理大夫		個人
266	成瀬行平		(空欄)		
267	福島兼光		松平加賀守		東京国立博物館
268	岩切海部		松平筑前守		個人
269	権藤鎮教長刀		(空欄)		福岡市博物館
270	一国長吉		松平筑前守		福岡市博物館
271	碓切長吉		松平筑前守		福岡市博物館
272	丈木		松平加賀守		
273	鵜頭当麻		加賀殿に有御脇指歟		
274	博多藤四郎		小笠原右近将監		刀剣博物館

※第Ⅰ類は『古刀名物帳 完』(源長俊本)、第Ⅱ類は『刀剣名物帳 全』(芍薬亭本)を参照した。なお第Ⅱ類の「昔の名剣御所の剣」所載の名物は割愛した。

第Ⅰ類と第Ⅱ類で所有者が異なる場合には◆印で示した。34「島津正宗」は源長俊本では「尾張殿」とあるが、東京都立中央図書館本等によりあらためた。

備考および現所有者の項目は、佐野美術館ほか編『名物刀剣―宝物の日本刀―』(佐野美術館ほか、二〇一一年)所収「名物帳記載刀剣の比較表」を参照し、一部を最新の情報にあらためた。

『光徳』＝『光徳刀絵図集成』①毛利本・文禄三年(一五九四)、②大友本・文禄四年、③寿斎本・慶長四年(一五九九)、

『豊臣』＝『豊臣家御腰物帳』、『駿府』＝『駿府御分物刀剣』・元和二年(一六一六)

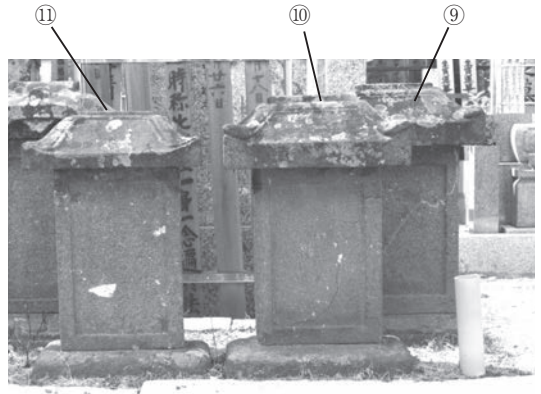


⑦  
 靈光院妙珠日得 称真院妙永日住 宗智  
 南無多宝如来 奉猷院光珠 日圓 在遠院妙詮日憶 妙善  
 南無妙法蓮華經 光園 了性院光碩日利 妙具日近  
 南無釈迦牟尼仏 妙林 照見院光珉日恵 妙隆日聖  
 宗知 遣洞院妙習日證 妙賢  
 妙達



⑧  
 南無妙法蓮華經  
 慶蓮院長院日啓  
 妙受院光益日恪  
 了光院妙誓日行

⑫  
 常親院殿妙本日恵大居士  
 本阿弥元祖  
 高祇院殿妙祐日恕大姉  
 (左) 嘉永五子年五百遠忌砌之靜謹立



⑨  
 慈父光意 靈位  
 南無妙法蓮華經  
 悲母妙意  
 慶長四己亥  
 七月五日



⑮  
 南無妙法蓮華經  
 寛文七年丁未五月二日  
 常住院光温日良靈  
 慈性院妙温日恭尼  
 延宝六年正月十五日



⑬  
 (右) 延宝四丙辰年 十一月二黄  
 善行院光圓日具靈  
 觀心院妙圓日成靈  
 (左) 延宝元辛丑年 五月三黄

⑭  
 (右) 承応二年十二月二十七日  
 蓮池院妙泉日乘  
 觀勝院日義上人  
 恵照院光澄日登  
 (左) 元禄十五年十二月三十日

⑪  
 榮寿法光日玉  
 榮成院光茂日昌  
 玄理院妙究日竟

⑩  
 寛永十一稔七月二十五日  
 圓照院光作日恵  
 守玄院妙作日授  
 寛永十九稔七月九日



付図2 光悦寺（京都市北区）本阿弥家供養塔



①

南無妙法蓮華經

鷹峯山

了寂院光悦日豫居士

太虚庵

※光悦会編『光悦』（芸艸堂、一九一六年）によると、  
同寺には他に④光悦の父光二・母妙秀、⑤開祖妙本、  
⑥光達と光常の碑があるという。

②

南無多宝如来  
南無妙法蓮華經  
南無釈迦牟尼仏

（右）俗名本阿弥光伝  
元禄九丙子年五月十八日  
圓行院長伝日妙法師  
如是齋光通日終法師  
享保五庚子年八月十二日

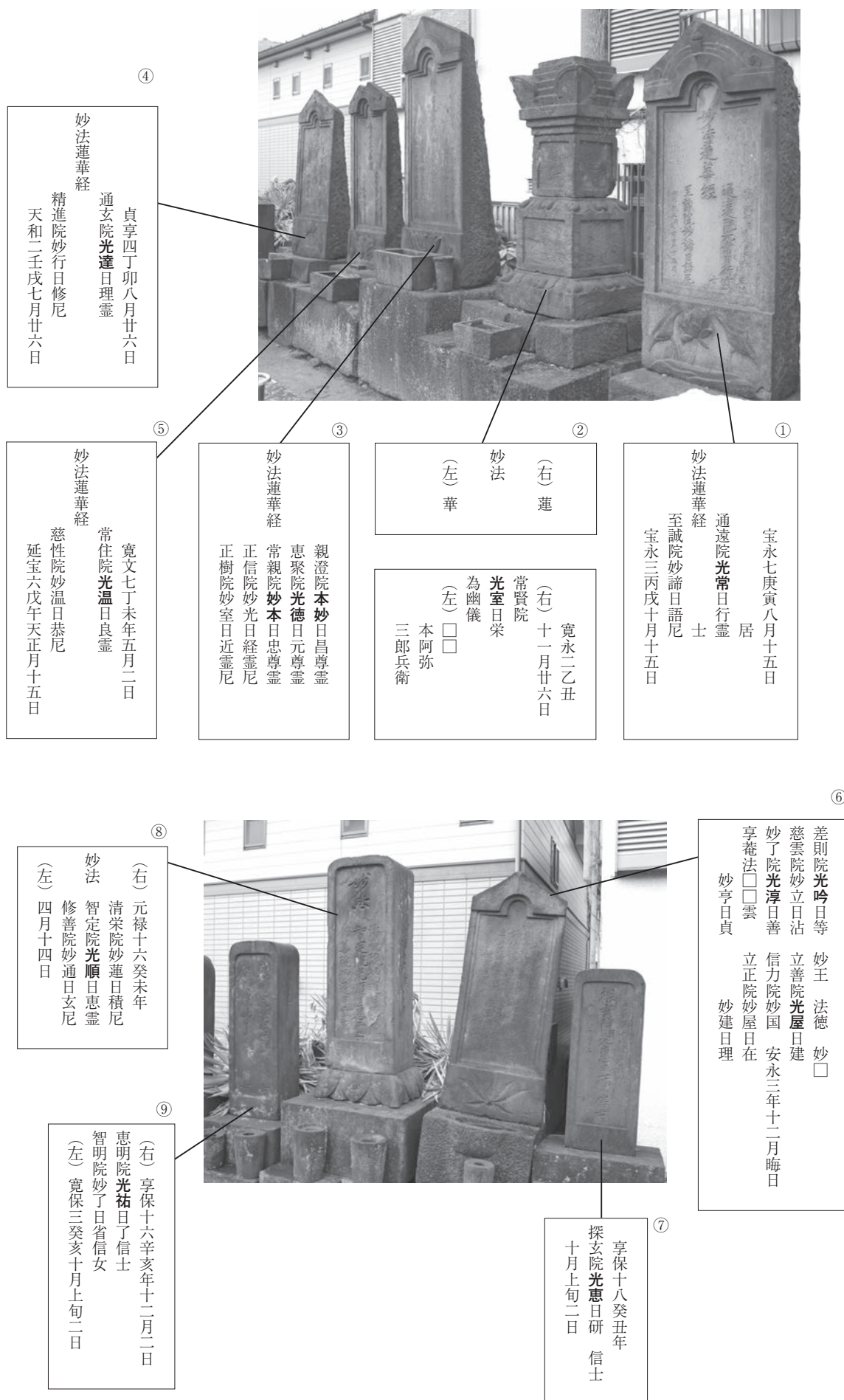


③

（右）  
南無多宝如来 光瑳日喜 光甫日諦  
南無妙法蓮華經 春光院日現聖人  
南無釈迦牟尼仏 妙山日欣 妙了日達

（左）  
十月十二日

付図3 妙法寺（東京都台東区）本阿弥家供養塔



④  
妙法蓮華經  
貞享四丁卯八月廿六日  
通玄院光達日理靈  
精進院妙行日修尼  
天和二壬戌七月廿六日

⑤  
妙法蓮華經  
寬文七丁未年五月二日  
常住院光温日良靈  
慈性院妙温日恭尼  
延宝六戊午天正月十五日

③  
妙法蓮華經  
親澄院本妙日昌尊靈  
惠聚院光徳日元尊靈  
常親院妙本日忠尊靈  
正信院妙光日経靈尼  
正樹院妙室日近靈尼

②  
妙法  
（右）蓮  
（左）華

（右）寬永二乙丑十一月廿六日  
常賢院  
光室日栄  
為幽儀  
（左）  
本阿弥  
三郎兵衛

①  
妙法蓮華經  
寶永七庚寅八月十五日  
通遠院光常日行靈 居  
至誠院妙諦日語尼 士  
宝永三丙戌十月十五日

⑧  
（右）元禄十六癸未年  
清栄院妙蓮日積尼  
妙法 智定院光順日惠靈  
（左）四月十四日  
修善院妙通日女尼



⑥  
差則院光吟日等 妙王 法徳 妙  
慈雲院妙立日沾 立善院光屋日建  
妙了院光淳日善 信力院妙国 安永三年十二月晦日  
享菴法雲 立正院妙屋日在  
妙亨日貞 妙建日理

⑨  
（右）享保十六辛亥年十二月二日  
惠明院光祐日了信士  
智明院妙了日省信女  
（左）寬保三癸亥十月上旬二日

⑦  
享保十八癸丑年  
探玄院光惠日研 信士  
十月上旬二日



⑩

本淨院光由日得 元祿二年己巳五月三日  
清心院光瑳日喜 寬永十四年丁丑十月五日  
妙法 了寂院光悅日豫 寬永十四年丁丑二月三日  
善澄院妙山日欣 承応三年丙午十月十二日  
成等院妙淑日覺 寬永十六年己卯正月十一日

⑪

(右) 享保五庚子八月十二日近  
文化十四丁丑二月十一日  
元夢孩児  
如是齋光通日終法師 寬政六年  
妙法 春暎妙眠童女  
遠寿院妙詮日量禪尼 二月四日  
妙委嬰孩  
文化十一丙子六月廿六日

⑫

空中齋光甫日諦 信解院妙了日達  
圓行院光伝日妙 本寿院妙春日長  
松寿齋光春日永 秋山院光養日暉  
戒定院日慈聖人 教夢知覺童子

⑬

寬政二庚戌八月十四日  
(右) 慶応二寅年八月三十日  
寿光院妙敬日善  
妙法 恭寬齋光敬日讓位  
秋月院妙観日遊  
(左) 隨夢孩児 文政四己六月二十五日  
寬政十二申十二月廿八日



⑭

智質恭養孩児 安政二乙卯十一月十九日  
(右) 宝曆十四甲申年四月三十日  
月岑齋光顕日景  
待雲齋光蘇日明 靈  
真月院妙詠日證  
(左) 享和三癸亥十月二十一日  
明和二乙丑十一月廿九日

⑮

幽遠院光寿日量信士  
澄心院妙池日涼信女  
勝妙院光幽日行信士  
(左) 寬政元西九月十二日  
天明辰年五月廿五日  
慶応元丑年八月十四日

⑯

寬永十五戊寅年十月二日 宝曆二癸未七月十日  
在遠院妙詮日憶 守信院光格日憶  
寬文四甲辰年 宝永六己丑十月十二日  
妙法 了性院光碩日利 峻岳齋光映日勝  
八月九日 明和八年卯十月二日  
称真院妙永日住 淨心院妙日修  
元祿三庚午年正月四日 安永元壬辰十一月廿二日  
文空院妙寒日冷



⑰

得勝院妙利日蓮 宝永六丑十月二日  
慎終齋光律日典 元文二己二月二十九日  
修善院妙性日理 元祿二己八月四日



付図4 安立寺（東京都台東区）本阿弥家供養塔



(右) 享保十己巳年九月廿日 宝曆十庚辰年十二月廿三日  
 至信院光忠日深 常信院光勇日香  
 理性院妙春日輝 慈深院妙遊日光  
 (左) 正徳五乙未年八月十九日 寛保三癸亥年十二月廿四日

付図5 法華経寺（千葉県市川市）本阿弥家供養塔



①  
 常住院光温日良 寛文七丁未五月二日 常住院光温日良  
 長遠院妙寿日命 永禄三庚申正月廿六日  
 惠光院妙秀日覺 永正二乙丑六月十三日  
 玄受院妙大日乘 十一月十五日  
 親澄院本妙日昌 九月三日  
 本阿元祖常親院妙本日忠 文和二癸巳四月三日靈  
 燈明院本光日瑞 天文三甲午二月十四日  
 本親院光心日理 永禄二己未二月二日  
 崇親院光刹日滿 天正九年辛巳九月八日  
 惠聚院光徳日元 元和五己未七月廿日  
 常賢院光室日榮 寛永二乙丑十一月廿六日

②  
 寛文七丁未五月二日  
 常住院光温日良  
 妙法 靈  
 慈性院妙温日恭  
 延宝六戊午正月廿六日

③  
 貞享四丁卯八月廿六日  
 通玄院光達日理  
 妙法蓮華経靈  
 精進院妙行日修幽尼  
 天和二壬戌七月廿六日



⑥  
 明歴第三丁酉年  
 南無妙法蓮華経靈 先祖正樹院妙室日近靈  
 十月廿五日



⑤  
 宝永七庚寅八月十五日  
 通遠院光常日行居士  
 妙法蓮華経 靈  
 至誠院妙諦日語尼  
 宝永三丙戌十月十五日



④  
 寛永十四丁丑年  
 妙法了寂院光悦日豫尊靈  
 二月三日